

## 省庁対応者

### 警察庁

刑事局捜査第一課理事官 菅 潤一郎 (カン ジュンイチロウ)  
刑事局刑事企画課理事官 宮島 広成 (ミヤジマ ヒロノリ)

### 法務省

刑事局参事官 是木 誠 (コレキ マコト)

### 最高裁判所事務総局

総務局第一課長 平城 文啓 (ヒラキ フミアキ)  
刑事局第一課長 福島 直之 (フクシマ ナオユキ)

【議員・議員代理・マスコミその他出席者各位】

省庁対応者について「顔出しはNG」となっています。  
写真・動画・SNS についてのアップ不可は勿論、十分  
なご配慮をお願い致します。

日時	経緯	山口敬之氏関連の動き	
2015年	4月3日	詩織さんが山口敬之氏と面会。 午後8時過ぎに串焼き屋に入店。 午後9時40分頃寿司屋に入店。	
	4月4日	午前5時頃に痛みで目が覚め、ホテルでレイプされていることに気付く。 記憶は寿司屋の途中から欠落	
	4月9日	警視庁原宿署に相談	
	4月11日	原宿署で高輪署の捜査員と面会	
	4月15日	捜査員とホテルで防犯カメラの映像を一緒に見る	
	4月23日		TBSワシントン支局長を解任
	4月30日	高輪署で告訴状受理	
	6月初頭	証拠がそろい、準強姦容疑での逮捕状が発行される	
	6月4日	「山口氏が成田に帰国するタイミングで逮捕する」との連絡。 詩織さんにドイツから日本に戻るよう要請される	
	6月8日	捜査員から「上からの指示で逮捕できなかった」との連絡。 捜査員は担当から外れる	
2016年	8月26日	山口氏が書類送検される	
	10月	詩織さんが担当検事と初めて面会	
	1月1日		担当検事と初めて面会
	5月30日		TBS退社
	6月	詩織さんが担当検事と2度目の面会	
2017年	6月9日		『総理』(幻冬舎)発売
	7月22日	山口氏が不起訴処分に	
	1月27日		『暗闘』(幻冬舎)発売
	5月	週刊新潮が報道。 「トップの意を受け、あるいは忤度して操作を中止したのか？」との問いに 中村格(いたる)警視庁刑事部長(当時) 「(山口氏の立場に)関係なく、事件の中身として、(逮捕は必要ないと)私が決着した。 (捜査の中止については)指揮として当然だと思います。自分として判断した覚えがありません」	週刊新潮が山口氏に取材依頼書を送信した後、 山口氏から誤送信のメールが届く  「北村さま、週刊新潮より質問状が来ました。 伊藤の件です。取り急ぎ転送します。山口敬之」 ※宛先は北村滋・内閣情報官か？(山口氏は否定)
	5月29日	検察審査会に不服申し立て。詩織さんが会見	詩織さんの会見を受けてFacebook上で反論
	9月21日	東京第六検察審査会が「不起訴相当」の判断を下す	
	9月28日	伊藤詩織さんが山口氏を相手取り、 慰謝料などとして総額1000万円の損害賠償を求める民事訴訟を東京地裁に提訴	
10月20日	伊藤詩織さんが著書「ブラックボックス」(文藝春秋)発売		
10月26日		「月刊Hanada12月号」に 「私を訴えた伊藤詩織さんへ」と題した独占手記を寄稿して反論	
12月5日	民事裁判の第1回口頭弁論(東京地裁)		

# 注目の人直撃

インタビュー

司法記者クラブで開いた直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

## 「Black Box」 伊藤詩織

「手記」は事件性のある被控が、捜査官に隠蔽された事実を明らかにし、司法制度のありかたを問うものである。山口敬之氏の被控は、捜査官に隠蔽された事実を明らかにし、司法制度のありかたを問うものである。

私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

「手記」は事件性のある被控が、捜査官に隠蔽された事実を明らかにし、司法制度のありかたを問うものである。山口敬之氏の被控は、捜査官に隠蔽された事実を明らかにし、司法制度のありかたを問うものである。

9月に不起訴相当と決定した検察の決定に不服を申し立てた山口敬之氏の被控は、捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。



外国特派員協会の会合には100人以上が参加した。

## この業界で働けなくなる

## 繰り返す警察、検察にも

## ブラックスボックスが



「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

これまでの流れ

2015年4月	就職相談のため、社内にてTBSワシントン支局長の山口敬之氏(当時)と飲酒を伴う会食。意識を失い、山口氏の宿泊先ホテルで性被害に遭う
5月	警察に被害届を提出し、捜査を受ける
6月	警察が捜査を進め、山口氏を捜査対象とする。山口氏が被害届を提出し、捜査を受ける
8月	捜査官から被害を引かされた警察に抗議し、捜査官が山口氏を捜査対象とする
2016年5月	山口氏がTBSを退社
6月	山口氏が被害届「後編」を出版
7月	東京地検が検定不十分による不起訴処分を決定
2017年5月	検察審査会に不服申し立て
9月	司法記者クラブで会見 検察が不起訴相当を議決 山口氏を相手取り、慰謝料などとして総額1000万円の損害賠償を求める民事訴訟を東京地検に提起
12月	第1回口原井論

「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

## 真相究明を求め民事訴訟を提起

「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

「私に告発されたのは2016年4月でした。直撃した直撃の音声がこちらから。安倍首相と親交を結ぶTBSの元社長山口敬之氏から受けたレイン被控を告発した女性ジャーナリストが手記「Black Box」(全2巻)を出版し、反響を呼んでいる。筆名「伊藤詩織」で出版された被控は、警視庁上層部の指示で捜査官に隠蔽された。被控個人による不起訴処分は最小化され、不服を申し立てた検察審査会の議決も起訴相当となつた。この日の直撃は、一体どうなつてしまつたのか。

平成 29 年 11 月 27 日(月)16:00～

参議院議員会館 B104 会議室

## 超党派で「準強姦事件逮捕状執行停止問題」を検証する会

### 警察庁に対する前回(11月21日)の宿題

①各都道府県警が記録に残しているという逮捕状の執行停止についての決裁文書。どのような文書で、何年保管する規則になっているのか。決裁文書がないというケースもあるのか。ある場合はどのようなケースか。

②刑事部長が逮捕状の執行停止をしたケースが何件あるか。

※期間を区切っても構わない。

## 超党派で

# 「準強姦事件 逮捕状執行停止問題」を検証する会

第3回 事前質問事項

衆議院議員中谷一馬

1, デートレイプドラッグの被害だと見受けられる事案が社会的に散見され、被害者届けも多く提出をされているように見受けられ、私の10年来の友人にも最近そうした被害にあった方がいらっしゃいます。

自分がデートレイプドラッグの被害に遭ったと訴え、被帯屈が提出されている事案は全国で何件くらいあるのか。

また、その中で立件、逮捕まで繋がっているものは何件あるのか、伺いたい。

2, 伊藤詩織さんや私の友人のように立件、逮捕、起訴されていない事案が仮に多いとしたら、その理由は何故か？

何か捜査に対して非常に難しさがあるのか？

今後、証拠の集め方や捜査の手法を改善改良していける余地があるのか、伺いたい。

3, こういった事案が今後増えるということが予測されるが、未然防止策をどのように考えているのか？

例えば広報啓発の強化などを検討されているなど、どのようにしていくのか、具体的な方針があれば伺いたい。

# 最高裁判所事務総局提出資料

(1)

H29 東京第六検察審査会審査事件第10号 事案

(公表済み)

平成29年12月  
最高裁判所事務総局

平成29年東京第六検察審査会審査事件（申立）第10号について

1 検察審査員11名の平均年齢

50.45歳

2 検察審査員11名の男女比

男性7名 女性4名

3 議論の内容

検察審査会法26条により、検察審査会議は非公開とされているので、議論の内容は承知していない。

(注1) 1・2については第六検察審査会にて公表

(注2) 審査補助員を含む総ての審査員の年齢、男女比については資料が無く承知していない。

平成29年東京第六検察審査会審査事件（申立）第10号

申立書記載罪名 準強姦

検察官裁定罪名 準強姦

議決年月日 平成29年9月21日

### 議 決 の 要 旨

審査申立人 A

審査申立代理人弁護士 岡田 宰, 杉本博哉, 村田智子,  
西廣陽子

被疑者 B

不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検察官検事 熊澤貴士

上記被疑者に対する準強姦被疑事件（東京地検平成27年検第26067号）につき、平成28年7月22日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記審査申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

### 議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は相当である。

### 議 決 の 理 由

本件不起訴記録及び審査申立人提出資料を精査し、慎重に審査したが、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる事由がないので、上記趣旨のとおり議決する。

平成29年9月21日

東京第六検察審査会



審 査 事 件 票

平成 29 年 9 月分  
東京地裁管内  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 25 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受 理	平成 年 月 日	(8) 起 訴 相 当	起 訴 相 当
	男 1		平成 年 月 日		
(2) 事件名	被疑事件	2 第 1 回 審 査 会 議 期 日	平成 年 月 日	起 訴 猶 予	申 立
		3 議 決	平成 29 年 月 日		
(3) 受 理 区 分	申立て 1 職権 2 端緒 申立権なき者の申立て a 投書 b マスコミの報道 c その他 d 移送 3 法41条の2第1項 4 法41条の2第2項 5	審 査 期 間	1~3 年 月 日 (準備) 1~2 年 月 日 (実質審査) 2~3 年 月 日	相 当	申 立 却 下 移 送 分
		会 議	審 査 会 議 審 査 会 に よ る 実 地 見 分 所 在 尋 問 記 録 調 査 等 ( 在 庁 ) 小 委 員 会 に よ る 実 地 見 分 所 在 尋 問 回 数 計		
(4) 原 不 起 訴 処 分	起訴猶予 1 嫌疑不十分 2 嫌疑なし 3 罪とならず 4 その他 5 検 察 官 検 事 1 副 検 事 2 検 察 事 務 官 3	証 人 等 の 延 べ 人 員	検 察 官 申 立 人 被 疑 者 証 人 助 言 者	決 打 切 り	決 区 分
		公 務 所 等 照 会 回 数			
(5) 申 立 人	氏名	証 人 召 喚 請 求 回 数		人 回	分
		不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求 平 成 年 月 日 受 理 平 成 年 月 日		
(7) 審 査 区 分	性別等	起 訴 猶 予 1 嫌疑不十分 2 嫌疑なし 3 罪とならず 4 その他 5		人 回	分
		検 察 官 検 事 1 副 検 事 2 検 察 事 務 官 3			
(8) 申 立 人 格	告知人 1 告発人 2 請求をした者 3 被害者 4 遺族 5 申立権なき者 6	起 訴 猶 予 1 嫌疑不十分 2 嫌疑なし 3 罪とならず 4 その他 5		人 回	分
		検 察 官 検 事 1 副 検 事 2 検 察 事 務 官 3			
(9) 申 立 人 格	弁 護 士 に よ る 申 立 代 理 の 有 無	起 訴 猶 予 1 嫌疑不十分 2 嫌疑なし 3 罪とならず 4 その他 5		人 回	分
		検 察 官 検 事 1 副 検 事 2 検 察 事 務 官 3			

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

# 最高裁判所事務総局提出資料

(2)

平成 29 年度中の東京第六検察審査会 総ての審査事件票 (29 件)

審 査 事 件 票

平成 29 年 1 月 4 日  
東京地裁管下  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 1 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 氏名 性別等 被 疑 者	男 1 女 2 法人 3	(6) 1 受理 2 第 1 回 審査 会 議 期 日 3 議 決 審査期間 1~3 (準備) 1~2 (実質審査) 2~3	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 29 年 1 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	(8) 起 訴 相 当 不 起 訴 不 当 起 訴 猶 予 法令上刑を免除すべき場合 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑法第266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	申 立 却 下 移 送 分
(2) 事件名 被疑事件					
(3) 申立て 職権 端緒 申立権なき者の申立て 投書 マスコミの報道 その他 移送 法41条の2第1項 法41条の2第2項	1 2 a b c d 3 4 5				
(4) 理由 起訴猶予 嫌疑不十分 嫌疑なし 罪とならず その他 檢察官 檢察事務官	1 2 3 4 5 1 2 3				
(5) 氏名 性別等 資 格 告訴人 告発人 請求をした者 被害者 遺族 申立権なき者 弁護士による 申立代理の有無	男 1 女 2 法人 3 1 2 3 4 5 6 有	經 過 考 慮			

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月 5  
東京地域管  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 2 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受理	平成 年 月 日	起 訴 相 当	(8) 申 立 却 下 移 送 分 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
(2) 事件名	被疑事件	2 第1回審査会議期日	平成 年 月 日	不 起 訴 不 当	
(3) 職 権		3 議 決	平成 29 年 月 日	起 訴 猶 予	
申立て	1	審査期間 1~3	年 月 日 日間	不 起 訴	
端結	2	(準備) 1~2	年 月 日 日間	相 当	
申立権なき者の申立て	a	(実質審査) 2~3	年 月 日 日間	審 査	
投書	b	会 審査会による	審 査 会 議	打 切 り	
マスコミの報道	c	職 小委員会による	実 地 見 分	分 人	
移送	d	等 回教計	所 在 尋 問	人	
法41条の2第1項	3	証 人 等 の 申 立 人	記 録 調 査 等 (在 庁)	人	
法41条の2第2項	4	延 べ 人 員 証 人	所 在 尋 問	人	
起訴猶予	1	公 務 所 等 照 会 回 数	回	人	
嫌疑不十分	2	証 人 召 喚 請 求 回 数	回	人	
嫌疑なし	3	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求 平 成 年 月 日	人	
罪とならず	4	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	受 理 平 成 年 月 日	回	
その他	5				
檢察官	1				
副檢察官	2				
檢察事務官	3				
(5) 氏名	性別等				
告訴人	1				
告発人	2				
請求をした者	3				
被害者	4				
遺族	5				
申立権なき者	6				
弁護士による申立代理の有無	有				

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 3 )

関連事件		受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項				
平	号	平	号	1 受 理	平 成	年	月	日	起 訴 相 当	申 立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)	
平	号	平	号	2 第1回審査会議期日	平 成	年	月	日	不 起 訴 不 当			
平	号	平	号	3 議 決	平 成	年	月	日	起 訴 猶 予			
平	号	平	号	審査期間 1~3	平 成	年	月	日	不 起 訴			法令上刑を免除すべき場合
				(準備) 1~2	平 成	年	月	日	相 当			訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない
				(実質審査) 2~3	平 成	年	月	日	決 区			訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である
				会 審 査 会 に よ る	審 査 会 議	回			打 切			訴訟条件を欠く
				職 小 委 員 会 に よ る	実 地 見 分	回			分 区			申立ての取下げがあった
				等 回 数 計	検 察 官	回			決 区			審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった
				審 証 人 等 の 申 立 人	被 疑 者	回			分 区			当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった
				延 べ 人 員 証 人	助 言 者	回			決 区	職権審査開始後次の事由が判明した		
				公 務 所 等 照 会 回 数		回			分 区	(イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在		
				証 人 召 喚 請 求 回 数		回			決 区	(ロ) 法30条ただし書該当		
				不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求 平 成	年	月	日	分 区	(ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在		
				審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	受 理 平 成	年	月	日	決 区	(ニ) 管轄権なし		
				備 考					分 区	管轄権なし		
									決 区	法41条の6第1項の議決		
									分 区	法41条の6第3項の議決		
									決 区	法41条の3の終了		
									分 区	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)		

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月分  
東京地裁管内  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 4 )

関連事件	平 年 年 年	号 号 号 号	受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 被疑者	氏名	性別等	(6) 審査期間	1 受理 平成 年 月 日	2 第1回審査会離期日 平成 年 月 日	3 議 決 平成 年 月 日	起 訴 相 当	申 立 却 下 移 送 分
(2) 事件名	被疑事件		審査期間 (準備) 1~2	審査期間 (実質審査) 2~3	審査期間	審査期間	不 起 訴 不 当	
(3) 受理区分	申立て	1	(7) 審査会による	審査会議	回	議 決 区 分	起 訴 猶 予	
職権	2	実地見分		回	法令上刑を免除すべき場合			
端緒	a	所在尋問		回	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない			
申立権なき者の申立て		小委員会による		回	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である			
投書		b		実地見分	回		訴訟条件を欠く	
マスコミの報道		c	所在尋問	回	申立ての取下げがあった			
移送	3	回数計	回	審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった				
法41条の2第1項	4	検 察 官 等 の 申 立 人	人	当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった				
法41条の2第2項	5	被 疑 者	人	職権審査開始後次の事由が判明した				
(4) 原不起訴処分	起訴猶予	1	証 人 等 の 証 人	人	職権審査開始後次の事由が判明した	職 権 審 査 開 始 後 次 の 事 由 が 判 明 し た	職 権 審 査 開 始 後 次 の 事 由 が 判 明 し た	
嫌疑不十分	2	助 言 者	人	公務所等照会回数	回	(イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在	(イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在	
嫌疑なし	3	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 年 月 日	証人召喚請求回数	回	(ロ) 法30条ただし書該当	(ロ) 法30条ただし書該当	
罪とならず	4	審査補助員の人員及び出頭回数	受理 平成 年 月 日	不起訴記録の取寄せ	日	(ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在	(ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在	
その他	5	審査補助員の人員及び出頭回数		審査補助員の人員及び出頭回数	回	(ニ) 管轄権なし	(ニ) 管轄権なし	
検 察 官	検事	1	審査補助員の人員及び出頭回数		回			
副検事	2							
検 察 事 務 官	検 察 事 務 官	3						
(5) 申立人	氏名	性別等						法41条の6第1項の議決
告訴人	1	男						法41条の6第3項の議決
告発人	2	女						法41条の3の終了
請求をした者	3	法人						その他の議決 (議決の趣旨は備考のとおり)
被害者	4							
遺族	5							
申立権なき者	6							
弁護士による申立代理の有無	無							

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 5 )

関連事件 平 年 号 平 年 号 平 年 号 平 年 号	受 理 事 項 (1) 氏名 性別等 被疑者 男・1 女・2 法人 3 (2) 事件名 ( ) (3) 申立て 1 職権 2 端緒 申立権なき者の申立て a 投書 b マスコミの報道 c その他 d 移送 3 法41条の2第1項 4 法41条の2第2項 5 (4) 原不起訴処分 起訴猶予 1 嫌疑不十分 2 嫌疑なし 3 罪とならず 4 その他 5 検察官 検事 1 副検事 2 検察事務官 3 (5) 氏名 性別等 男・1 女・2 法人 3 申請資格 告訴人 1 告発人 2 請求をした者 3 被害者 4 遺族 5 申立権なき者 6 弁護士による申立代理の有無 無		手 続 事 項 (6) 1 受理 平成 年 月 日 2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日 3 議決 平成 年 月 日 審査期間 1~3 日間 (準備) 1~2 日間 (実質審査) 2~3 日間 (7) 審査会による 審査会議 回 実地見分 回 所在尋問 回 小委員会による 実地見分 回 所在尋問 回 回数計 回 審査補助員の人員及び出頭回数 証人等の被疑者証言者 延べ人員 公務所等照会回数 回 証人召喚請求回数 回 不起訴記録の取寄せ 請求平成 年 月 日 受理平成 年 月 日 審査補助員の人員及び出頭回数 回		議 決 事 項 (8) 起訴相違 不起訴不当 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 起訴 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 相当 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 打 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 切 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし 分 起訴相違 不起訴不当 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 起訴 相当 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 打 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 切 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし 分		事 項 (8) 申立 立 却 下 移 送 分 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが審面によらないでされた(法31条、施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条、施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
--	--	--	---	--	---	--	---

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

# 審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六檢察審査  
追番号 ( 6 )

受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項			
(1) 被疑者	氏名	性別等	(6) 審査期間	1 受理	平成 年 月 日	(8) 起訴相当	起訴相当	(8) 申立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)
				2 第1回審査会議期日	平成 年 月 日		不起訴不当		申立権がない(法30条)
(2) 事件名			(7) 審査期間	3 議決	平成 29 年 3 月 日	(8) 起訴相当	起訴猶予	(8) 申立却	申立代理人に代理権がない
				審査期間 (準備)	1~2 年 月 日		訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか; 犯罪の嫌疑が十分でない		同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
(3) 受理区分	申立て	1	(7) 審査期間	審査会による	審査会議	(8) 起訴相当	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	(8) 申立却	同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8)
	職権	2		小委員会による	実地見分		訴訟条件を欠く		申立てが審面によらないでされた(法31条, 施行令18条)
(4) 原不起訴処分	端緒		(7) 審査期間	回数計		(8) 起訴相当	申立ての取下げがあった	(8) 申立下	申立書の記載が著しく不備で; かつ, 補正できない(法31条, 施行令18条)
	移送	3		証人等の申立人	検察官		審査申立人が死亡し, 又は審査申立てをした法人が存続しなくなった		申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
(4) 原不起訴処分	法41条の2第1項	4	(7) 審査期間	延べ人員	被疑者	(8) 起訴相当	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	(8) 移送	管轄檢察審査会以外の檢察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)
	法41条の2第2項	5		公務所等照会回数	助言者		職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし		同一事件について2個の管轄檢察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)
(5) 申立人	起訴猶予	1	(7) 審査期間	証人召喚請求回数		(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	法41条の6第1項の議決
	嫌疑不十分	2		不起訴記録の取寄せ	請求 平成 年 月 日 受理 平成 年 月 日				審査補助員の人員及び出頭回数
(5) 申立人	嫌疑なし	3	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	法41条の3の終了
	罪とならず	4							(7) 審査期間
(5) 申立人	その他	5	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	
	検事	1							(7) 審査期間
(5) 申立人	副検事	2	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	
	檢察事務官	3							(7) 審査期間
(5) 申立人	氏名	性別等	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	
									(7) 審査期間
(5) 申立人	資	1	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	
	格	2							(7) 審査期間
(5) 申立人	請求をした者	3	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	
	被害者	4							(7) 審査期間
(5) 申立人	遺族	5	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	
	申立権なき者	6							(7) 審査期間
(5) 申立人	弁護士による	無	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(7) 審査期間	(8) 起訴相当	(8) 起訴相当	(8) 移送	
	申立代理の有無								(7) 審査期間

(注) この票中、「法」とは檢察審査会法を、「施行令」とは檢察審査会法施行令をいう。



審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 7 )

関連事件		受理事項		手続事項				議決事項				
平	年	平	年	1 受理	平成	年	月	日	起訴相	当	申立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)
平	年	平	年	2 第1回審査会議期日	平成	年	月	日	不起訴	不当		申立権がない(法30条)
平	年	平	年	3 議決	平成	年	月	日	起訴	猶予		申立代理人に代理権がない
平	年	平	年	審査期間	1~3	年	月	日間	不起訴	法令上刑を免除すべき場合		同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
				(準備)	1~2	年	月	日間	相	当		同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8)
				(実質審査)	2~3	年	月	日間	審	査		申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条)
				会	審査会による	審査会議		回	決	審		申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)
				議	実地見分	所在地見分		回	査	打		申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
				等	小委員会による	記録調査等(在庁)		回	区	分		管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)
				回	回数計	所在地見分		回	切	り		同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)
(1) 被疑者	氏名	性別等	(6) 審査期間	証人等の延べ人員	検察官	申立人	被疑者	助言者	職権審査開始後次の事由が判明した	(イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在	法41条の6第1項の議決	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
(2) 事件名	被疑事件			公務所等照会回数					(ロ) 法30条ただし書該当	(ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在	法41条の6第3項の議決	
(3) 受理区分	申立て	1		証人召喚請求回数					(ニ) 管轄権なし		法41条の3の終了	
	職権	2		不起訴記録の取寄せ	請求	平成	年	月				
	端結			審査補助員の人員及び出頭回数	受理	平成	年	月				
	申立権なき者の申立て	a										
	投書	b										
	マスコミの報道	c										
	その他	d										
	移送	3										
	法41条の2第1項	4										
	法41条の2第2項	5										
(4) 原不起訴処分	起訴猶予	1										
	嫌疑不十分	2										
	嫌疑なし	3										
	罪とならず	4										
	その他	5										
	検事	1										
	副検事	2										
	検察事務官	3										
(5) 申立人資格	氏名	性別等	(7) 審査経過									
		男	1									
		女	2									
		法人	3									
	告訴人	1										
	告発人	2										
	請求をした者	3										
	被害者	4										
	遺族	5										
	申立権なき者	6										
	弁護士による申立代理の有無	無										

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 8

関連事件	平 年 号 平 年 号 平 年 号 平 年 号	受 理 事 項	手 続 事 項	議 決 事 項
(1) 被疑者	氏名 性別等 男・・・ 1 女・・・ 2 法人 3	(2) 事件名 被疑事件	(6) 1 受理 平成 年 月 日 2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日 3 議決 平成 年 月 日 審査期間 1~3 年 月 日 (準備) 1~2 年 月 日 (実質審査) 2~3 年 月 日	(8) 起訴相当 不起訴不当 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 不起訴 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし
(3) 受理区分	申立て・・・・・ 1 職権・・・・・ 2 端緒 申立権なき者の申立て・・・ a 投書・・・・・ b マスコミの報道・・・・・ c その他・・・・・ d 移送・・・・・ 3 法41条の2第1項・・・・・ 4 法41条の2第2項・・・・・ 5	(7) 審査の経過 審査会議 審査会による 実地見分 所在尋問 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計 審査補助員の人員及び出頭回数	(9) 議決区分 起訴 不起訴 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 不起訴 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	(10) 申立資格 申立権なき者 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが審面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
(4) 原不起訴処分	起訴猶予・・・・・ 1 嫌疑不十分・・・・・ 2 嫌疑なし・・・・・ 3 罪とならず・・・・・ 4 その他・・・・・ 5 検事・・・・・ 1 副検事・・・・・ 2 検察事務官・・・・・ 3	(5) 申立人 氏名 性別等 男・・・ 1 女・・・ 2 法人 3 告訴人・・・・・ 1 告発人・・・・・ 2 請求をした者・・・・・ 3 被害者・・・・・ 4 遺族・・・・・ 5 申立権なき者・・・・・ 6 弁護士による申立代理の有無 無	(11) 備考 証人等の延べ人員 公務所等照会回数 証人召喚請求回数 不起訴記録の取寄せ 請求受理 平成 年 月 日	(12) 議決区分 起訴 不起訴 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 不起訴 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし

(注)この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六檢察審査  
追番号 ( 9 )

関連事件  
平 平 平 平  
年 年 年 年  
号 号 号 号

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項						
(1) 被疑者 氏名 性別等 男・1 女・2 法人・3	(2) 事件名 被疑事件 ( )	(6) 審査期間 1 受理 平成 年 月 日 2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日 3 議決 平成 29 年 月 日 審査期間 1~3 (準備) 1~2 (実質審査) 2~3	(7) 審査回数 審査会による 実地見分 所在尋問 記録調査等 (在庁) 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計	(8) 起訴相当 起訴不当 起訴猶予 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	(8) 申立 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない (法2条1項1号) 申立権がない (法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた (法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て (法41条の8) 申立てが書面によらないでされた (法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない (法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄檢察審査会以外の檢察審査会に審査の申立てがあった (法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄檢察審査会に審査の申立てがあった (施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決 (議決の趣旨は備考のとおり)					
						(3) 受理区分 申立て 1 職権 2 端緒 申立権なき者の申立て a 投書 b マスコミの報道 c その他 d 移送 3 法41条の2第1項 4 法41条の2第2項 5	(7) 審査の経過 証人等の延べ人員 檢察官 申立人 被疑者 証人 助言者 公務所等照会回数 証人召喚請求回数 不起訴記録の取寄せ 受理 平成 年 月 日 審査補助員の人員及び出頭回数	(8) 議決区分 審 議 相 当 審 査 打 切 り		
									(4) 原不起訴処分 起訴猶予 1 嫌疑不十分 2 嫌疑なし 3 罪とならず 4 その他 5 檢察官 檢察事務官 3	(5) 申立資格 氏名 性別等 男・1 女・2 法人・3 告訴人 1 告発人 2 請求をした者 3 被害者 4 遺族 5 申立権なき者 6 弁護士による申立代理の有無 無

(注) この票中、「法」とは檢察審査会法を、「施行令」とは檢察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 10 )

開 連 事 件	平 平 平 平	年 年 年 年	号 号 号 号																
受理事項				手続事項								議決事項							
(1) 被疑者	氏名		性別等	(6) 審査期間	1 受理	平成		年		月		日	(8) 不起訴相当	起 訴 相 当	(8) 申立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)			
	[Redacted]		男・1 女・2 法人・3		2 第1回審査会議期日	平成		年		月		日		不 起 訴 不 当		申立権がない(法30条)			
(2) 事件名	[Redacted] 被疑事件				3 議決	平成	29	年	2	月		日	起 訴 猶 予	申立	申立代理人に代理権がない				
	( )			審査期間	1~3			年		月		日			相 当	却 下	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)		
(3) 受理区	職権			(7) 審査	会 議 等	審査会による	実地見分					日	審 査	打 切			区 分	同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8)	
	端緒 申立権なき者の申立て 投書 マスコミの報道 その他					小委員会による	実地見分								日	起 訴		申立てが審面によらないでされた(法31条, 施行令18条)	
分	移送			証 人 等 延 べ 人 員	回 数 計	検 察 官						回	決 査	切 打	分 区 分	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)			
	法41条の2第1項 法41条の2第2項					被 疑 者											回	区 分	送 分
(4) 原不起訴処分	起訴猶予			公 務 所 等 照 会 回 数	証 人 召 喚 請 求 回 数	助 言 者						回	打 切	区 分	分 区 分	当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった			
	嫌疑不十分 嫌疑なし 罪とならず その他					不起訴記録の取寄せ	請 求 平成 受理 平成										日	区 分	送 分
申立人	氏名		性別等	審査補助員の人員及び出頭回数	経 過	備 考				回						管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)			
	[Redacted]		男・1 女・2 法人・3				証人等												
	資 格			申 立 代 理 の 有 無											法41条の6第1項の議決				
	弁護士による																		
	申立権なき者														法41条の3の終了				
	無														その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)				

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 11 )

関連事件	平 年 号 平 年 号 平 年 号 平 年 号	号 号 号 号												
受 理 事 項			手 続 事 項			議 決 事 項								
(1) 被疑者	氏名	性別等	(6) 審査期間	1 受理	平成 年 月 日	(8) 不起訴相当	起 訴 相 当	(8) 申立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項号)					
		男・1 女・2 法人 3		2 第1回審査会議期日	平成 年 月 日		不 起 訴 不 当		審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項号)					
(2) 事件名	被疑事件			3 議 決	平成 年 月 日	議 決 区 分	起 訴 猶 予	議 決 区 分	申立権がない(法30条)					
				審査期間 1~3	年 月 日		不 起 訴 相 当		法令上刑を免除すべき場合	申立代理人に代理権がない				
(3) 受理区分	申立て	1	(7) 審査の経過	(準備)	1~2	議 決 区 分	起 訴 猶 予	議 決 区 分	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)					
	職権	2		会 議	2~3		年 月 日		不 起 訴 相 当	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)			
	端緒			審 査 会 による					議 決 区 分	不 起 訴 相 当	議 決 区 分	同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8)		
	申立権なき者の申立て	a		実 地 見 分						不 起 訴 相 当		訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条)	
	投書	b		所 在 尋 問					議 決 区 分	不 起 訴 相 当	議 決 区 分	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)		
マスコミの報道	c	記 録 調 査 等 (在 庁)			不 起 訴 相 当	訴訟条件を欠く	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)							
その他	d	実 地 見 分			議 決 区 分	不 起 訴 相 当	議 決 区 分	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない						
移送	3	所 在 尋 問				不 起 訴 相 当		訴訟条件を欠く	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)					
法41条の2第1項	4	回 数 計			議 決 区 分	不 起 訴 相 当	議 決 区 分	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない						
法41条の2第2項	5	検 察 官 等 の 申 立 人				不 起 訴 相 当		訴訟条件を欠く	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない					
(4) 原不起訴処分	起訴猶予	1	証 人 等 の 申 立 人		議 決 区 分	不 起 訴 相 当	議 決 区 分	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)						
	嫌疑不十分	2	被 疑 者			不 起 訴 相 当		議 決 区 分	議 決 区 分	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)				
	嫌疑なし	3	証 人 召 喚 請 求 回 数			不 起 訴 相 当				議 決 区 分	議 決 区 分	法41条の6第1項の議決		
	罪とならず	4	証 人 召 喚 請 求 回 数			不 起 訴 相 当						議 決 区 分	議 決 区 分	法41条の6第3項の議決
	その他	5	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ			不 起 訴 相 当								議 決 区 分
検察官	1	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当	議 決 区 分	議 決 区 分	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)							
副検事	2	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当			議 決 区 分	議 決 区 分	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)					
検察事務官	3	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当					議 決 区 分	議 決 区 分	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)			
氏名	性別等	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当							議 決 区 分	議 決 区 分	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)	
	男・1 女・2 法人 3	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当									議 決 区 分	議 決 区 分
告訴人	1	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当	議 決 区 分	議 決 区 分								
告発人	2	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当			議 決 区 分	議 決 区 分						
請求をした者	3	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当					議 決 区 分	議 決 区 分				
被害者	4	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当							議 決 区 分	議 決 区 分		
遺族	5	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当									議 決 区 分	議 決 区 分
申立権なき者	6	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当	議 決 区 分	議 決 区 分								
弁護士による申立代理の有無	無	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ		不 起 訴 相 当			議 決 区 分	議 決 区 分						

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 12

受理事項		手続事項			議決事項			
(1) 被疑者	氏名	性別等	(6) 審査期間	1 受理	平成	年	月	日
	男	1		2 第1回審査会議期日	平成	年	月	日
(2) 事件名	被疑事件		(7) 審査等	3 議決	平成	29 年	2 月	日
				審査期間	1~3	年	月	日間
(3) 受理区分	申立て	1	(7) 審査等	(準備)	1~2	年	月	日間
	職権	2		(実質審査)	2~3	年	月	日間
(4) 原不起訴処分	端緒		(7) 審査等	会 議	審査会議		回	
	申立権なき者の申立て	a		審 査 会 による	実地見分		回	
(5) 申立資格人	投書	b	(7) 審査等	小委員会による	記録調査等 (在庁)		回	
	マスコミの報道	c		実地見分		回		
(5) 申立資格人	その他	d	(7) 審査等	回数計	所 在 尋 問		回	
	移送	3		証 人 等 の	検 察 官		人	
(5) 申立資格人	法41条の2第1項	4	(7) 審査等	延 べ 人 員	被 疑 者		人	
	法41条の2第2項	5		公 務 所 等 照 会 回 数	証 人		人	
(5) 申立資格人	起訴猶予	1	(7) 審査等	証 人 召 喚 請 求 回 数	助 言 者		人	
	嫌疑不十分	2		不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求	平成	年	月
(5) 申立資格人	嫌疑なし	3	(7) 審査等	受 理	平成	年	月	日
	罪とならず	4		審査補助員の人員及び出頭回数				
(5) 申立資格人	その他	5	(7) 審査等					
	検事	1						
(5) 申立資格人	副検事	2	(7) 審査等					
	検察事務官	3						
(5) 申立資格人	氏名	性別等	(7) 審査等					
	男	1						
(5) 申立資格人		女	(7) 審査等					
		2						
(5) 申立資格人		法人	(7) 審査等					
		3						
(5) 申立資格人	告訴人	1	(7) 審査等					
	告発人	2						
(5) 申立資格人	請求をした者	3	(7) 審査等					
	被害者	4						
(5) 申立資格人	遺族	5	(7) 審査等					
	申立権なき者	6						
(5) 申立資格人	弁護士による申立代理の有無	無	(7) 審査等					

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六檢察審査  
追番号 ( 13

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 被疑者 氏名 性別等 男・1 女・2 法人・3	(2) 事件名 被疑事件	(6) 1 受理 平成 年 月 日	2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日	(8) 起訴相当 不起訴不当 不起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 起訴 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 相当 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 不当 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 打ち切り 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	(8) 申立 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 移送 管轄檢察審査会以外の檢察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄檢察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
		3 議決 平成 年 月 日	審査期間 1~3 年 月 日 (準備) 1~2 年 月 日 (実質審査) 2~3 年 月 日		
		(7) 会 議 等 審査会による 実地見分 所在尋問 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計	証人等の 延べ人員 公務所等照会回数 証人召喚請求回数 不起訴記録の取寄せ 審査補助員の人員及び出頭回数		
(3) 受理 申立て 職権 端緒 申立権なき者の申立て 投書 マスコミの報道 その他 移送 法41条の2第1項 法41条の2第2項	(4) 原不起訴処分 起訴猶予 嫌疑不十分 嫌疑なし 罪とならず その他 檢察官 檢察事務官	(5) 申立資格 氏名 性別等 男・1 女・2 法人・3 告訴人 告発人 請求をした者 被害者 遺族 申立権なき者 弁護士による申立代理の有無	備考		

(注) この票中、「法」とは檢察審査会法を、「施行令」とは檢察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六檢察審査  
追番号 ( 14 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 被疑者 氏名 性別等 男・1 女・2 法人 3	(2) 事件名 被疑事件	1 受理 平成 年 月 日	(6) 審査期間 1~3 年 月 日間 (準備) 1~2 年 月 日間 (実質審査) 2~3 年 月 日間	(8) 起訴相当 不起訴不当 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 不起訴 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 相当 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄無し	(8) 申立 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 移送 管轄檢察審査会以外の檢察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄檢察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)
		(3) 申立て . . . . . 1 職権 . . . . . 2 端緒 申立権なき者の申立て . . . . . a 投審 . . . . . b マスコミの報道 . . . . . c その他 . . . . . d 移送 . . . . . 3 法41条の2第1項 . . . . . 4 法41条の2第2項 . . . . . 5			
(4) 原不起訴処分 理由 起訴猶予 . . . . . 1 嫌疑不十分 . . . . . 2 嫌疑なし . . . . . 3 罪とならず . . . . . 4 その他 . . . . . 5 檢察官 検事 . . . . . 1 副検事 . . . . . 2 檢察事務官 . . . . . 3	(5) 申立人 氏名 性別等 男・1 女・2 法人 3 資 格 告訴人 . . . . . 1 告発人 . . . . . 2 請求をした者 . . . . . 3 被害者 . . . . . 4 遺族 . . . . . 5 申立権なき者 . . . . . 6 弁護士による 申立代理の有無 . . . . . 無	審査補助員の人員及び出頭回数 . . . . . 回	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)		

(注) この票中、「法」とは檢察審査会法を、「施行令」とは檢察審査会法施行令をいう。





審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 16 )

関平 年 号  
連平 年 号  
事平 年 号  
件平 年 号

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 被疑者 氏名 性別等 男 1 女 2 法人 3	(2) 事件名 被疑事件	(6) 審査期間 1 受理 平成 年 月 日 2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日 3 議決 平成 年 月 日 審査期間 1~3 (準備) 1~2 (実質審査) 2~3	(7) 審査の経過 審査会による 実地見分 所在尋問 記録調査等(在庁) 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計 証人等の申立人 被疑者 延べ人員証人 助言者 公務所等照会回数 証人召喚請求回数 不起訴記録の取寄せ 請求 平成 年 月 日 受理 平成 年 月 日 審査補助員の人員及び出頭回数	(8) 起訴相当 不起訴相当 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	(8) 申立 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 2 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 17 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 被疑者 氏名 性別等 男・1 女・3 法人 3	(2) 事件名 被疑事件	(6) 審査期間 1 受理 平成 年 月 日 2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日 3 議決 平成 29 年 2 月 日 審査期間 1~3 年 月 日間 (準備) 1~2 年 月 日間 (実質審査) 2~3 年 月 日間	(7) 審査会による 審査会議 実地見分 所在尋問 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計	(8) 起訴相当 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	(8) 申立 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。



審 査 事 件 票

平成 29 年 3 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 19 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受理	平成 年 月 日	(8) 起 訴 相 当	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項号)
被疑者	男・1 女・2 法人 3	2 第1回審査会議期日	平成 年 月 日		
(2) 事件名	被疑事件	3 議 決	平成 29 年 3 月 日	不 起 訴 不 当	(8) 申 立
		審査期間 1~3 (準備) 1~2 (実質審査) 2~3	年 月 日	不 起 訴 猶 予	
(3) 申立て	1	(7) 会 議 等	審査会による 実地見分 所在尋問 記録調査等(在庁) 実地見分 所在尋問 回数計	相 当	法令上刑を免除すべき場合
職権	2				
端緒 申立権なき者の申立て	a				
投書	b				
マスコミの報道	c	審 証 人 等 の 申 立 人 被 疑 者 証 人 延 べ 人 員 証 人 助 言 者	人 人 人 人 人 人	決 査 打 切 り	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならぬことが明確である
その他	d				
移送	3				
法41条の2第1項	4				
法41条の2第2項	5	公 務 所 等 照 会 回 数	回	審 査 申 立 人 が 死 亡 し、又 は 審 査 申 立 て を し た 法 人 が 存 続 し な く な っ た	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
(4) 起訴猶予	1				
嫌疑不十分	2				
嫌疑なし	3				
罪とならず	4	証 人 召 喚 請 求 回 数	回	当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった	同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8)
その他	5				
検 察 官	1	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求 平 成 年 月 日 受 理 平 成 年 月 日	人	申立てが審判によらないでされた(法31条, 施行令18条)
副検事	2				
検察事務官	3	審査補助員の人員及び出頭回数	回	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)
(5) 氏名	性別等				
男・1	女・2	備 考		区 分	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
法人 3					
告訴人	1				
告発人	2				
請求をした者	3				
被害者	4				
遺族	5				
申立権なき者	6				
弁護士による 申立代理の有無	無				管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)
					同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)
					法41条の6第1項の議決
					法41条の6第3項の議決
					法41条の3の終了
					その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 3 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 20

関連事件	平 平 平 平	年 年 年 年	号 号 号 号											
受 理 事 項				手 続 事 項				議 決 事 項						
(1) 被疑者	氏名	性別等		(6) 審査期間	1 受理	平成	年	月	日	(8) 起訴相当	起訴相	当	(8) 申立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)
	事件名	被疑事件			2 第1回審査会議期日	平成	年	月	日		不	起訴不		当
(3) 受理区分	申立て			(7) 審査	3 議決	平成	年	月	日	不	起訴	猶予	却	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
	職権				審査期間	1~3	年	月	日		起訴	猶予		立
(4) 原不起訴処分	端緒			証人等	審査期間	1~2	年	月	日	起訴	相当	打	送	申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条)
	申立権なき者の申立て				小委員会による	実地見分	2~3	年	月		日			訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である
(5) 申立資格人	投書			延べ人員	公務所等照会回数					審	査	切	分	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)
	マスコミの報道				回数計									
(5) 申立資格人	マスコミの報道			不起訴記録の取寄せ	証人召喚請求回数					審	査	切	分	法41条の6第1項の議決、
	その他				不起訴記録の取寄せ	請求	平成	年	月					日
(5) 申立資格人	移送			審査補助員の人員及び出頭回数	不起訴記録の取寄せ	受理	平成	年	月	審	査	切	分	法41条の3の終了
	法41条の2第1項				不起訴記録の取寄せ	受理	平成	年	月					日
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	法41条の2第1項				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	法41条の2第2項			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審	査	切	分	
	その他				審査補助員の人員及び出頭回数									
(5) 申立資格人	移送			備考	審査補助員の人員及び出頭回数					審				



審 査 事 件 票

平成 29 年 5 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 22 )

関連事件		受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項		
平	年	号		1 受 理	平 成	年	月	日	起 訴 相 当	(8) 申 立 却 下 移 送 分 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
平	年	号		2 第1回審査会議期日	平 成	年	月	日	不 起 訴 不 当	
平	年	号		3 議 決	平 成	年	月	日	起 訴 猶 予	
平	年	号		審査期間	1~3	年	月	日間	不 起 訴 相 当	
				(準備)	1~2	年	月	日間	(8) 起 訴 相 当	
				(実質審査)	2~3	年	月	日間	起 訴 猶 予	
(1) 氏名	性別等			会 議	審査会による	審 査 会 議	実 地 見 分	回	起 訴 相 当	
被 疑 者	男・1 女・2 法人 3			議 等	小委員会による	記録調査等(在庁)	実 地 見 分	回	起 訴 相 当	
(2) 事件名	被疑事件			回 数 計		所在尋問	所 在 尋 問	回	起 訴 相 当	
(3) 受 理 区 分	申立て.....1 職権.....2 端緒 申立権なき者の申立て.....a 投書.....b マスコミの報道.....c その他.....d 移送.....3 法41条の2第1項.....4 法41条の2第2項.....5			証 人 等 の 延 べ 人 員	検 察 官 申 立 人 被 疑 者 証 人 助 言 者			人 人 人 人 人	起 訴 相 当	
(4) 原 不 起 訴 処 分	起訴猶予.....1 嫌疑不十分.....2 嫌疑なし.....3 罪とならず.....4 その他.....5 検 査 官 検 事.....1 副 検 事.....2 検 査 事 務 官.....3			公 務 所 等 照 会 回 数				回	起 訴 相 当	
(5) 申 立 格 人	氏名	性別等		証 人 召 喚 請 求 回 数				回	起 訴 相 当	
	告訴人.....1 告発人.....2 請求をした者.....3 被害者.....4 遺族.....5 申立権なき者.....6 弁 護 士 に よ る 申 立 代 理 の 有 無	男・1 女・2 法人 3		不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求 平 成 受 理 平 成	年 年 月 月	日 日	人 回	起 訴 相 当	
				審査補助員の人員及び出頭回数				人 回	起 訴 相 当	
				備考				回	起 訴 相 当	

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。



審 査 事 件 票

平成 29 年 6 月 5  
東京地裁管F  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 23 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 氏名 性別等 男・・・1 女・・・2 法人 3	(2) 事件名 被疑事件	(6) 1 受理 平成 年 月 日	2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日	(8) 起訴相 不当 不起訴不当 起訴猶予 法令上刑を免除すべき場合	(8) 申立 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)
		3 議決 平成 29 年 6 月 日	審査期間 1～3 (準備) 1～2 (実質審査) 2～3		
(3) 申立て・・・1 職権・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・b マスコミの報道・・・c その他・・・d 移送・・・3 法41条の2第1項・・・4 法41条の2第2項・・・5	(7) 審査会議 審査会による 実地見分 所在尋問 記録調査等(在庁) 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計	証人等の申立人 被疑者 延べ人員証人 助言者	公務所等照会回数 証人召喚請求回数 不起訴記録の取寄せ 請求受理 平成 年 月 日	審 査 区 分 切 り	議 決 区 分
(4) 起訴猶予・・・1 嫌疑不十分・・・2 嫌疑なし・・・3 罪とならず・・・4 その他・・・5 検察 検事・・・1 副検事・・・2 検察事務官・・・3	(5) 氏名 性別等 男・・・1 女・・・2 法人 3 資 格 告訴人・・・1 告発人・・・2 請求をした者・・・3 被害者・・・4 遺族・・・5 申立権なき者・・・6 弁護士による 申立代理の有無	備考	審査補助員の人員及び出頭回数	審 査 区 分	議 決 区 分
移送・・・3 法41条の2第1項・・・4 法41条の2第2項・・・5					

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 8 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 24 )

受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項						
(1) 氏名	性別等	(6) 審査期間	1 受理	平成	年	月	日	(8) 起訴相	起訴相	(8) 申立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)	
	男・1 女・2 法人 3		2 第1回審査会議期日	平成	年	月	日					不起訴
(2) 事件名	被疑事件	審査期間	3 議決	平成	年	月	日	起訴猶予	不当	申立代理人に代理権がない	同一事件について再度の申立てがなされた(法41条の8)	
(3) 職権	受 理 区 分	(7) 審査回数	1~3	年	月	日	日 間	相 当	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	訴訟条件を欠く	申立ての取下げがあった	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条)
			(準備) 1~2	年	月	日						
(3) 職権	受 理 区 分	審査回数	(実質審査) 2~3	年	月	日	日 間	訴訟条件を欠く	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	移送	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条、施行令21条)	
申立て	移送	審査回数	回数計	年	月	日	日 間	申立ての取下げがあった	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない			
(4) 理由	原 不 起 訴 処 分	証人等	審査会による	実地見分	所在尋問	回数	証人等	審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
起訴猶予	検 察 官	延べ人員	小委員会による	実地見分	所在尋問	回数	証人等	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	法41条の6第1項の議決			
(4) 理由	原 不 起 訴 処 分	証人等	回数計	回数	回数	回数	証人等	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	法41条の6第3項の議決	分	法41条の3の終了	
嫌疑不十分	検 察 官	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	法41条の3の終了			
(4) 理由	原 不 起 訴 処 分	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
嫌疑なし	検 察 官	審査補助員の人員及び出頭回数	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし				
(4) 理由	原 不 起 訴 処 分	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
罪とならず	検 察 官	審査補助員の人員及び出頭回数	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし				
(4) 理由	原 不 起 訴 処 分	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
その他	検 察 官	審査補助員の人員及び出頭回数	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし				
(5) 氏名	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
告訴人	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			
(5) 氏名	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
告発人	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			
(5) 氏名	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
請求をした者	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			
(5) 氏名	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
被害者	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			
(5) 氏名	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
遺族	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			
(5) 氏名	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
申立権なき者	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			
(5) 氏名	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	打 切 り	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
弁護士による申立代理の有無	申 立 格 人	証人等	不起訴記録の取寄せ	請求受理	平成	年	月	日	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不 (ロ) 法30条ただし書該 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 9 月分  
東京地裁管内  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 25 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受理	平成 年 月 日	起 訴 相 当	申 立 却 下 移 送 分
被疑者	男・1 女・2 法人 3	2 第1回審査会議期日	平成 年 月 日	不 起 訴 不 当	
(2) 事件名	被疑事件	3 議 決	平成 29 年 月 日	起 訴 猶 予	
(3) 申立て	1	審査期間	1~3 年 月 日	法令上刑を免除すべき場合	
職権	2	(準備)	1~2 年 月 日	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない	
端緒		(実質審査)	2~3 年 月 日	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
申立権なき者の申立て	a	審査会議	回 ( )	訴訟条件を欠く	
投書	b	審査会による	実地見分 回 ( )	申立ての取下げがあった	
マスコミの報道	c	議	記録調査等(在庁) 回 ( )	審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
その他	d	等	実地見分 回 ( )	当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった	
移送	3	回数計	回 ( )	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
法41条の2第1項	4	証人等の	検 察 官 人 ( )		
法41条の2第2項	5	延べ人員	申 立 人 人 ( )		
(4) 起訴猶予	1	公務所等照会回数	被 疑 者 人 ( )		
嫌疑不十分	2	証人召喚請求回数	証 人 人 ( )		
嫌疑なし	3	不起訴記録の取寄せ	助 言 者 人 ( )		
罪とならず	4	審査補助員の人員及び出頭回数	請 求 平成 年 月 日 回		
その他	5		受 理 平成 年 月 日 回		
検 察 官	1				
副検事	2				
検察事務官	3				
(5) 氏名	性別等				
告訴人	男・1				
告発人	女・2				
請求をした者	法人 3				
被害者	1				
遺族	2				
申立権なき者	3				
弁護士による申立代理の有無	有				

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 10 月 31 日  
東京地裁管轄  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 26 )

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 被疑者 氏名 性別等 男 1 女 2 法人 3	(2) 事件名 被疑事件 ( )	(6) 審査期間 1 受理 平成 年 月 日 2 第1回審査会開期日 平成 年 月 日 3 議 決 平成 年 10 月 日 審査期間 1~3 日間 (準備) 1~2 日間 (実質審査) 2~3 日間	(7) 審査会による 実地見分 回 所在尋問 回 記録調査等(在庁) 回 小委員会による 実地見分 回 所在尋問 回 回数計 回	(8) 起訴相違 不起訴不当 不起訴猶予 訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない 訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である 訴訟条件を欠く 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	(8) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条、施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条、施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 10 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査会  
追番号 ( 27 )

関連事件票		受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項						
平	年	号												
平	年	号												
平	年	号												
平	年	号												
(1) 被疑者	氏名	性別等	(6) 審査期間	1 受理	平成	年	月	日	(8) 起訴相違	(8) 申立	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)			
				2 第1回審査会議期日	平成	年	月	日			不起訴	不当		
				3 議決	平成	29	年	10			月	日	起訴猶予	申立権がない(法30条)
				審査期間	1~3	年	月	日間				法令上刑を免除すべき場合	申立代理人に代理権がない	
				(準備)	1~2	年	月	日間				訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)	
				(実質審査)	2~3	年	月	日間				訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8)	
				会	審査会による	審査会議	回					訴訟条件を欠く	申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条)	
				議	実地見分	回						申立ての取下げがあった	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)	
				等	所在尋問	回						審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
				小委員会による	記録調査等(在庁)	回						当該事件について公訴の提起又は刑罰法266条2号による付審判の決定があった	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)	
(3) 受理区分	申立て	1	(7) 審査の経過	証人等の申立人	人			決 査 打 切 り	区 分	送 分	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし			
	職権	2		延べ人員証人	人									
	端緒			公務所等照会回数	回									
	申立権なき者の申立て	a		証人召喚請求回数	回									
	投書	b		不起訴記録の取寄せ	日									
	マスコミの報道	c		審査補助員の人員及び出頭回数	回									
	その他	d												
	移送	3												
	法41条の2第1項	4												
	法41条の2第2項	5												
(4) 原不起訴処分	起訴猶予	1	の								法41条の6第1項の議決			
	嫌疑不十分	2										法41条の6第3項の議決		
	嫌疑なし	3										法41条の3の終了		
	罪とならず	4										その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)		
	その他	5												
(5) 申立資格人	検事	1	の											
	副検事	2												
	検察事務官	3												
(5) 申立資格人	氏名	性別等	の											
	告訴人	1												
	告発人	2												
	請求をした者	3												
(5) 申立資格人	被害者	4	の											
	遺族	5												
	申立権なき者	6												
	弁護士による	有												
	申立代理の有無													

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

審 査 事 件 票

平成 29 年 10 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 28 )

受 理 事 項		手 続 事 項				議 決 事 項					
(1) 氏名 被 疑 者	性別等	(6) 審 査 期 間	1 受 理	平 成	年	月	日	(8) 起 訴 相 当	起 訴 相 当	(8) 申 立 却 下 移 送 分	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)
	男・・1 女・・2 法人 3		2 第1回審査会議期日	平 成	年	月	日				
(2) 事件名	被 疑 事 件	審 査 期 間	3 議 決	平 成	年	月	日	不 起 訴 猶 予	申立代理人に代理権がない	立 却 下 移 送 分	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
(3) 申立て		審 査 期 間	審 査 期 間	1~3	年	月	日	起 訴 猶 予	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)		
職 権		審 査 期 間	(準備)	1~2	年	月	日	起 訴 猶 予	申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条)	下 移 送 分	申立書の記載が著しく不備で, かつ, 補正できない(法31条, 施行令18条)
端 緒		審 査 期 間	(実質審査)	2~3	年	月	日	起 訴 猶 予	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない		
申立権なき者の申立て	a	審 査 期 間	会 審 査 会 に よ る	審 査 会 議	回			起 訴 猶 予	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)	分	法41条の6第1項の議決
投 書	b	審 査 期 間	実 地 見 分	実 地 見 分	回			起 訴 猶 予	法41条の6第3項の議決		
マスコミの報道	c	審 査 期 間	所 在 尋 問	所 在 尋 問	回			起 訴 猶 予	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)	分	その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
その他	d	審 査 期 間	小 委 員 会 に よ る	記 録 調 査 等 ( 在 庁 )	回			起 訴 猶 予			
移送	3	審 査 期 間	回 数 計	所 在 尋 問	回			起 訴 猶 予		分	
法41条の2第1項	4	審 査 期 間	証 人 等 の 申 立 人	検 察 官	人			起 訴 猶 予			
法41条の2第2項	5	審 査 期 間	被 疑 者	被 疑 者	人			起 訴 猶 予		分	
(4) 起訴猶予	1	審 査 期 間	証 人 等 の 申 立 人	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
嫌疑不十分	2	審 査 期 間	延 べ 人 員 証 人	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
嫌疑なし	3	審 査 期 間	公 務 所 等 照 会 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
罪とならず	4	審 査 期 間	証 人 召 喚 請 求 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
その他	5	審 査 期 間	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
検 査 事	1	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
副 検 査 事	2	審 査 期 間	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
検 査 事 務 官	3	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
(5) 氏名	性別等	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
男・・1 女・・2 法人 3		審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
告 訴 人	1	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
告 発 人	2	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
請 求 を し た 者	3	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
被 害 者	4	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
遺 族	5	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予			
申 立 権 な き 者	6	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予		分	
弁 護 士 に よ る 申 立 代 理 の 有 無	有	審 査 期 間	審 査 補 助 員 の 人 員 及 び 出 頭 回 数	助 言 者	人			起 訴 猶 予			

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

# 審 査 事 件 票

平成 29 年 10 月  
東京地裁管  
東京第六検察審査  
追番号 ( 29 )

関連事件票号	平 年 号 平 年 号 平 年 号	受 理 事 項	手 続 事 項	議 決 事 項	審 査 事 項
(1) 被疑者	氏名 性別等 男・1 女・2 法人 3	(2) 事件名 被疑事件	(6) 審査期間 1 受理 平成 年 月 日 2 第1回審査会議期日 平成 年 月 日 3 議 決 平成 年 月 日 審査期間 1~3 日間 (準備) 1~2 日間 (実質審査) 2~3 日間	(8) 起訴相当 不起訴不当 不起訴猶予 起訴相当 起訴相当	(8) 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが審面によらないでされた(法31条, 施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で, かつ, 補正できない(法31条, 施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
(3) 受理区分	申立て・・・1 職権・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・・a 投書・・・b マスコミの報道・・・c その他・・・d 移送・・・3 法41条の2第1項・・・4 法41条の2第2項・・・5	(7) 審査の経過 審査会による 実地見分 所在尋問 記録調査等(在庁) 小委員会による 実地見分 所在尋問 回数計	証人等の申立人 被疑者 証人 助言者	審査打切り 申立ての取下げがあった 審査申立人が死亡し, 又は審査申立てをした法人が存続しなくなった 当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった 職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条) 同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項) 法41条の6第1項の議決 法41条の6第3項の議決 法41条の3の終了 その他の議決(議決の趣旨は備考のとおり)
(4) 原不起訴処分	起訴猶予・・・1 嫌疑不十分・・・2 嫌疑なし・・・3 罪とならず・・・4 その他・・・5 検事・・・1 副検事・・・2 検察事務官・・・3	審査の経過 公務所等照会回数 証人召喚請求回数 不起訴記録の取寄せ 請求 平成 年 月 日 受理 平成 年 月 日	審査補助員の人員及び出頭回数	審査打切り	
(5) 申立資格人	氏名 性別等 男・1 女・2 法人 3 告訴人・・・1 告発人・・・2 請求をした者・・・3 被害者・・・4 遺族・・・5 申立権なき者・・・6 弁護士による申立代理の有無 無	審査の経過 備考			

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

# 超党派で「準強姦事件逮捕状執行停止問題」を検証する会

第1回(2017年11月21日参議院議員会館2F 議員第1会議室)

## 各出席者の発言内容要旨(抜粋・敬称略)

森ゆうこ(自由) 有名なジャーナリストが準強姦事件で逮捕の直前で執行停止となった事案について、被害者が実名・顔出しで告発。この問題について国会は何をしているのか、厳しく検証すべきではないか、という意見が多数寄せられている。

神本美恵子(民進) 報道後、すぐに警察庁の方に事務所で話を聞かせていただいた。その時は、検察審査会に申し立てをされているので、事の経緯は申し上げられません、というだけで、何ひとつ聞かされないまま今日に至っている。女性全体みんな、なんとかしなければいけないと思っている問題。これまでの経緯と、何が起きているのかということについて、是非、行政の方から話を聞かせていただきたい。民事になっているので話せないということは決して許されない。

福島みずほ(社民) 9月に本人と弁護士、他にも多くの女性たちで性暴力被害者の当事者が発言するという集会を行った。詩織さん自身も自分の体験と外国の制度で、性暴力被害者支援が必要だと発言してくれた。国会議員も多く来てくれた。こういうことがあるのに国会が何も声を上げないのはおかしい。

柚木道義(希望) 国会でもこの件で質問をした。警察庁としては「把握していない」という答弁だったが、不起訴になる直前に被疑者が「総理」という本を出版されている。知っていなかったら出版されていなかったのではと思う。経緯は誰がどう見ても不自然。検察審査会のあり方、まさにブラックボックスだと思う。ご本人も繰り返し述べているように、ご本人のためだけではなく、二度とこのような同じ思いをする人がいないように、という思いです。

菊田真紀子(無所属) 安倍総理、官邸に近い人は守られて、そうでない人は踏みにじられる。これは単に女性の問題だけではなく、この国の法治国家としてのありよう、人権をいかに考えるか、ということが問われている。

糸数慶子(沖縄の風) 沖縄ではベトナム戦争の時にたくさんの女性たちが人権を侵害されて泣き寝入りした。でも95年の少女の事件があってから、声を上げはじめた女性たちがいる。毎年、警察から女性に対する性暴力、とりわけ米軍関係は発表があるが、実は、表に出ない数がどれだけあるか。警察の方から入ってくる数の裏にある、水面下のたくさんの女性たちが泣いているということがある。今回は勇気を持ってここまで話が出ているにもかかわらず、警察の方をこういう風にお呼び立てしてしまう。とんでもないことだと思っている。

本村伸子(共産) 被害に遭われた方が勇気を持って声を上げた。それを握りつぶすような国になってはいけない。

阿部知子(立憲民主) 私はこれまでこの問題の集会等に参加してきた。5野党で性暴力の支援センター設置法というのを提案した。維新の会も含めた、自民公明の与党を除く政党で法律を提案してきたが、自民・公明が審議にも前向きでなく、内閣でつるされた状態で解散によって、いまなくなっている。私がこの性暴力支援センターを法律化させないといけないと思ったのは、警察に行っても卑しめられる、検察審査会に申し立てても証拠がない、とおとしめられる。民間団体の窓口に行っても、詩織さんのケースで言えば真正面から取り上げられなかったという問題がある。その直後に証拠を採取する、その人を守るという機能をいまの社会が持っていないことが問題。政府の関係する、安倍総理のお友達問題もあるが、多くの女性を性暴力から守る法整備をスタートしたい。

森 法務省・警察庁から説明を。

警察庁 警察としては、先般の性犯罪の厳罰化に関する法改正の趣旨に則った取り調べを進めているところ。この会について、お尋ねいただいている事件については、警視庁の方で告訴を受け、捜査を尽くし、法令に基づき書類と証拠物を東京地検に送付している。そこから先は検察庁のことになるが、検察庁の捜査の際、検察審査会に、不起訴になった後にかけて、不起訴相当の判断がされたものと承知している。本事件についてはこの経緯をふまえて、警察庁としては説明できることは限られている。

告訴を受けて捜査をして、送致をして、その後、検察審査会で不起訴相当の結論が出ているので、この事件について説明できることは限られている。

森 限られている中で、もう少し説明を。

警察庁 こういった結論になる事件については警察として捜査の経過をつまびらかにすることはこれまでできていない。

今回の検証する会の名前が「逮捕状執行停止問題」とあるので、それについて申し上げると、逮捕権の運用というのは慎重・適正に行う必要がある。逮捕状を取得した場合であっても、警察の中で、組織的な検討がされた中で、例えば証拠関係を精査して、やはり逮捕状の執行が適当でないと認める場合は執行せずに任意捜査にする、ということはある。これは一般論。

逆に、任意捜査をするという場合においても、例えば被疑者から話を聞いた結果ですとか、新しい証拠を収集した結果等をふまえて、やはり逮捕するということもある。こういうことが一般の捜査としてある。逮捕状の執行を停止するということが非常に奇異なことのように言われているが、我々の捜査実務の中では通常あり得ることと考えている。

森 次に法務省お願いします

法務省 今回の事案に関してということだが、先ほど警察庁の方から述べられた通り、昨年



28年7月22日付で不起訴とした事案で、その後、審査申し立てを受け、本年に不起訴相当となったと承知している。

杉尾秀哉(民進) 山口記者はTBS時代の後輩なので、とても他人事ではないということで、今回の集まりにも参加した。TBS時代には警察・検察の取材をしていたので内容について、ある程度はわかっているつもり。いま説明の中で、逮捕状の執行停止は、慎重に運用するので組織的に検討して停止することはあり得ると仰った。そういうケースも、中にはあったと思う。ただ、逮捕状の執行を慎重に検討したケースを、私は寡聞としてほとんど知らない。しかもこのケースは刑事部長。警視庁の刑事部長。捜査を指揮する。高輪署がやっていたということだが、刑事部長が、しかも現場まで捜査員が逮捕状を持って行っているにもかかわらず、刑事部長が一存で、執行停止する。私はこんなことを聞いたことは一件もない。よくあることのように仰るが、事実に反すると私は思う。当時の上司に、刑事部長よりも上の警視庁の最上級幹部に報告された形跡がない。これが極めて特異なケースであるということをもとに認めるといっていいところから始めていただかなければ、この会は成立しない。一般的な話で逃げないでほしい。現場もよくご存知だと思うので、正直に言ってほしい。本当に刑事部長がこのようなことで止めるということがあるのか。自分で経験されたことがあるか。

警察庁 自分の経験ということから申し上げますと、私も都道府県警察の警察本部で勤務した経験があり、(そういったケースを経験したことは)あります。

杉尾 現場で止めたケース。要するに、逮捕状を持って行っているが、現場でその逮捕状の執行を止められたというケースがあるか。

警察庁 ある。

杉尾 どんなケースか、支障がないように仰ってほしい。

警察庁 例えば、複数の被疑者がいる事件で逮捕状を複数取得しているという状況で、話を聞くと、証拠関係で令状は出るが、被疑者同士の関係等がわからない段階で、本当に被疑者全員を犯人として扱って良いのか。話を聞いた上で、令状はあり、主犯は結局逮捕するが、それ以外については逮捕しないという判断をまず現場ですることはある。

杉尾 それは複数いて、供述が食い違うから止めたのだろう。

警察庁 他の例を申し上げますと、例えば財産犯で、恐喝とか詐欺とかがあるが、騙された、脅し取られたという事件がある場合。被害者の供述からすると、一応、犯罪事実はあるという段階で逮捕状を請求する。ただ、話を聞いていくと、債権債務関係があつて、やはり裏付けが必要だということであれば・・・

杉尾 それは話を聞いてから。この事案は、話を聞く前に止めている。

警視庁 この事件について、どういう捜査過程であったかということについては、先ほど申し上げた通り、お答えできない。

杉尾 これはでも中村さんが認めている。本人が答えている。

警察庁 個別の週刊誌対応については答えを差し控えていただく。

杉尾 今回のケースは、当たりもしないで、その前に執行を停止している。それを中村さんは認めている。週刊誌の取材であれ、なんであれ。そういうケースがあるのか、と聞いている。

警察庁 話を聞く前に止めているということだが、本件については告訴を受けて、その後捜査をきっちりやっている。捜査の中身については申し上げられないが、捜査を止めて、決して何もしなかったということではない。

杉尾 聞いているのは、逮捕状が出て、現場まで持って行っているのに止めるようなケースがあるのか、と。一般論で良いので。

警察庁 一般論としては、ある。

杉尾 あなたはそういう経験はあるか？

警察庁 ある。

神本 話も聞かないで？

警察庁 話を聞かないで止めると言いますが、まずいったん待って、もう一度証拠を精査した上で・・・

杉尾 証拠を精査って、現場でどうやって精査するのか。言っていることが矛盾している。

警察庁 一般論として申し上げますと、まず強姦・準強姦事件というのは重要な犯罪であり、認知の段階から警察本部に報告されるというのが常である。特に性犯罪については捜査が難しいので、きちんと本部の指導が入って捜査を指揮しているという実態がある。そういう中で、段階を踏んで組織的な検討をする中で、当然、刑事部であればトップは刑事部長であるから、一般論として責任は刑事部長が持つということで捜査指揮をしている。なので、この事件の捜査過程がどうだったかとの答えは差し控えているが、警察としては組織として判断をして必要な捜査を遂げたということ。

高井崇志(立憲民主) 全てのケースが刑事部長に上がるのか？

警察庁 刑事部長に上がるのは、内容にもよる。

高井 どういう基準で上がる？

警察庁 ひとつは、非常に社会的に反響が大きくなりそうな事件。証拠関係が難しく判断に迷うような事件。そういったものについては組織のしかるべきところまで上げる。具体的にどのケースが誰、ということについては最後はケースによりけりだが、きちんと上げて、組織として判断する。

本村 性犯罪については、あるのか？年間どのくらいあって、というのは？

警察庁 刑事部長に何件上がるかということは、具体的に何件、件数として上がっているかどうかということについては把握していない。色んな事件について、日々報告が来る。対面で報告することもあれば、電話やメールで報告をすることもあるので、件数としてカウントするのはなかなか難しい。

杉尾 普通はこれ、高輪署扱い、所轄の事件だ。山口でなければ所轄の事件だ。

警察庁 警察の中の捜査指揮というのは、決して警察署と本部が独立しているわけではない。もちろんたくさん数がある中で、警察署限りで終わるといった事件もあるが、特に強姦・準強姦というのは非常に罰条の重い犯罪なので、警察本部に報告されるというのは通常の仕組み。

高井 いま、社会的影響が大きいから、と仰ったが、この件もそうなのか。社会的大きい事案だから刑事部長まで上がって、刑事部長の判断で止めた。そういうことで良いか？

警察庁 証拠関係が難しい事件ということでも上がりますので。

柚木 それはまさに私が刑事訴訟法の衆議院本会議が始まる、午前中の委員会で質問したことに対しては、違う答えだった。こういう著名人、社会的影響力の大きい方で、まさに目の前まで行っていた。捜査員がその場から「ごめんなさい、逮捕できませんでした」と詩織さんに電話をしている。そういうようなケースがあるのか、と聞いたら、「まず、そもそも把握することが困難」と答弁。「ある」なんて一言も言っていない。しかも、そういう逮捕状を執行していなかった件数は「整理して蓄積していない」という風な答弁だった。今と全然違う。

警察庁 「経験はあるか」というお尋ねだったので「経験はある」と。ただ、捜査はその時々で判断を・・・

柚木 こういう総理が表紙の本を出して、発売のわざわざ一ヶ月後に不起訴になっている。知ったら出版しない。何億円も損になるから。こういう著名人で、安倍総理の執務室で写真を撮っているような方で、先ほど杉尾さんが聞いたような例はあるのか、と。まずそれに答えてほしい。

警察庁 著名人かどうかというのは本件と関係がないと思う。

柚木 著名人だから中村刑事部長がわざわざ、直接トップからかけているのだろう。総理に近い方だから、そこまで上がって。本人が認めている。

警察庁 それは、総理に近い方だからストップをかけたということで認めているということではないと思う。そういう付度はないと考えている。

柚木 なぜそう言い切れる？

警察庁 警察においては、被害の申告があれば捜査を・・・

柚木 北村内閣情報官と相談しているのではないか、山口さん。

警察庁 そういう話は全く承知していない。

高井 私も過去の議事録を読んだが、柚木さんをはじめ色んな委員の方が、こういうケースが何件くらいあるのかと。細かな件数でなくても良い、例えば1年間に限ってどのくらいある、とか限定をつけても良いから答えてくれ、と聞いても「全く把握できない」とずっと答弁しているのだが、なぜ把握できないのか。こういう事案を、例えば決裁とか文書とかで残っていないのか。これだけ社会的にも問題になっていて、しかも国会で6月の段階で問われていて何ヶ月も経っているのに、ずっと調べられないという理由を教えてください。あるいは、いま求めたら、何日か以内にその数を出せるのか。出せないなら、出せない理由をはっきり教えてください。

警察庁 そういったものについて国会で答弁しているが、日々行われている捜査活動に関わることであり、整理・蓄積されているものではない。従って我々としては「確認が困難」と答弁している。

高井 日々の一個一個の事件を全部取ってくれと言っているのではなく、刑事部長のような立場にある方が準強姦事件のようなケースで直接、執行停止の指示を出したことがあるか、と。さっき「経験上ある」と言っていたが。

柚木 それはあるのか？そのケースはないのでは？

警察庁 刑事部長がということだが、警察は組織として判断しているので、刑事部長がという形ではなく・・・

柚木 杉尾さんの質問にちゃんと答えてほしい。あるのか？

警察庁 刑事部長が、とは言うが、私の経験から言うと、警察署がやっている事件について本部に報告した段階で、適当でないということだったん停止するということはある。

柚木 刑事部長が？

警察庁 警察の組織というのは、段階を追って決裁を上げていくので、本部の担当課が刑事部長に上げれば、刑事部長の最終責任で提出するということはある。

柚木 じゃあ調べて。あると言えるなら調べられる。

警察庁 経験としてはあるが、個々の事案について整理蓄積されていないので詳細は差し控えさせていただきます。

柚木 そんなにたくさんあるのか？

警察庁 稀なものではないと考えている。

高井 少し期間を区切って、例えばサンプルを取ったらどのくらいある、というのは出せるのではと思う。もう一つ、国会の審議でも何度も警察が答弁しているが、「性犯罪については専門性があるので、各都道府県警に、警察本部にそういう専門官がいて、指導することはあります」と答えているが、我々がいま問題にしているのは、そういう専門官が強制執行停止をしたのではなく、警視庁の刑事部長がわざわざ電話をかけて執行を停止したということが問題。

警察本部が指導することはあるだろう。ただ、刑事部長という立場の方が、これを直接、所轄の警察に連絡して止めたというケースは、名前は言えないが警察庁の大幹部の経験者が「こういうことはまずない」「こんな例はない」と言っているのを聞いている。多くの警察庁関係者の方も、そういうケースはないと。名前を出して良いなら、週刊誌にも出ているが、小野次郎元参議院議員も「こんなことはまずあり得ない」と言っている。

大多数の方が「ない」と言っているものを、なぜ刑事部長がやれたかということを問うている。皆さんの国会答弁の、「警察本部が、専門官の人がいてアドバイスしている」というのは全く答えになっていない。なぜ刑事部長がこれを止められたかというのを答えてほしい。そういうケースがあるのか。

警察庁 本部の専門官が判断するとしても、本部の専門官だけで判断はしない。所属の課長に報告するし・・・

高井 で、刑事部長まで上げて、刑事部長が電話するというケースがあるのか、他にも。東京都だけでなくても良い。都道府県警どこでも良いが、刑事部長クラスが所轄に対して電話して止めるというケースがあるのか、他に。

警察庁 本件についてどういう捜査過程だったかということについては・・・

高井 刑事部長は認めている。

柚木 では、中村部長が在職時にどれだけあるのか調べてほしい。

警察庁 この事件については最初に申し上げた通り、警察としては捜査を尽くして、地検に送付して、検察審査会でも不起訴相当と結論が出ているので、この件についてそういう調査をして回答する必要はないものと考えている。

森 「必要はない」と言い切らない方が良いと思う。「総理」という本まで出した著名なジャーナリスト。やはり異例のことだと思う。個別の案件で答えられないといういつも通りの話は今回は通用しない。きちんとして説明をし、国民の疑念を晴らす。説明責任が求められている。ここで「答えられない」と帰るのではなく、官邸と相談してはどうか。

警察庁 本件については警察として捜査を尽くして、一定の結論が出ている。官邸と相談する必要はないと考えている。

柚木 そもそも結論は出ていない。民事はこれから始まる。それはまさに検察審査会で不起訴相当というのはおかしいと、当然思ってますし。まさにブラックボックス。今回全然説明していただけてないので、今回、不起訴相当になった、検察審査会自体がブラックボックスという、いろんな議論がある中で、なぜ不起訴相当なのか。どういう構成、男女比とか、そういうことなら言えるだろう。証拠として採用された調書も、実際に詩織さんが所轄で取られた時のものと内容が違うという話を、記者に言っているとか。それが嘘なのか本当なのか。答えてほしい。

法務省 検察審査会の構成ということは法務省としてお答えする立場ではないということを理解してほしい。個別の事案において、どのような証拠関係が不起訴証拠として扱われているかということも、繰り返しになるが不起訴事案であるので、検察官の証拠評価にも関わる事項になり、答えることは差し控えている。

柚木 最高裁を呼んだら答えられるのか。

法務省 そういう点については私どもとしてはなんとも言いがたい。

柚木 なぜ男女の構成比とか、そういうことだけでも答えられないのか。内容ではない。

法務省 法務省としてお答えできる事柄ではないと。

柚木 では次回、最高裁を呼んでいただいて。

杉尾 1つ法務省に伺いたい。最初の処分について、「嫌疑不十分で不起訴」ということで良いか。

法務省 繰り返しになるが、本件は不起訴事案。不起訴の理由を明らかにすると、個人のプライバシー、その他もろもろに関係してくるため、差し控える。

杉尾 嫌疑不十分ということになっている。みんな知ってる。嫌疑不十分。要するに、起訴できるだけの証拠がなかったということに過ぎないということか。一般論として答えてほしい。嫌疑不十分とは。

法務省 一般的に嫌疑不十分という訴訟等については、起訴するに足りる証拠を収集することができなかったということ。

杉尾 いわゆる「シロ」じゃない。真っ白じゃない。我々マスコミはそう捉える。私も検察4年やっていたので。嫌疑不十分と嫌疑なしは明らかに違うので。もう一度警察庁に聞きたい。後に中村部長は「私が自分の判断として逮捕は必要ないと判断して決裁した。指揮として当然だと思う」と。「事件がどういう評価を受けたのか見てもらえれば」私の判断が正しかったということはわかるでしょう、と言っている。嫌疑なしならまだしも、ただ証拠が集まらなかったという理由で不起訴になっている者が、この逮捕状を止めたことが、この処分が出ているから私の判断が正しかった、と、この理屈は通用するのか。こういうことは一般人であるのか。

警察庁 捜査については任意捜査が原則。

杉尾 任意捜査が原則と言って、よく逮捕しているではないか。あり得ない。

警察庁 逮捕権の運用については慎重適正に。

杉尾 全然慎重じゃない。私はずっと見てた。すぐ逮捕してしまう、警察は。

警察庁 逮捕する場合は、逃亡のおそれや証拠隠滅のおそれがある場合。その事件が証拠が集まるかどうかとういうことでは上げずに、自殺するおそれがあるとか、そういった場合には逮捕状を請求する。

杉尾 でも中村部長はこのインタビューの中で、「私の判断は正しかった。なぜなら不起訴になっているからだ」という趣旨のことを言っている。自分が止めたのは正しかったと言っている。おかしいと思わないか？

警察庁 個別の報道対応については答えを差し控えている。

高井 これは、しっかりと手続きに則って逮捕状まで出たケースを取り上げたということだから、当然、決裁というものは文書、残っているということで良いか。一般論でも良い。一般的に、強制執行の逮捕状が出ているものを取り消すということが、刑事部長の電話1本で何の決裁もなくできるものなのか？

警察庁 この件についてどういう過程があったかというのは答えを差し控えている。

高井 一般論で。一般的に、強制逮捕状が出たものを執行しないというケースは、事後的にであっても、きちんと決裁文書はありますね。

警察省 ケースバイケースだと思う。

高井 決裁文書がないというケースもあるのか？そういうことを認めても良いのか？

警察庁 いまただちには答えるのが難しい。逮捕状を請求するということは決裁として残る。

高井 取り消す場合も決裁として残る？

警察庁 都道府県警察においてどこまで記載するかというのは、差異があると思うのでただちに答えるのは難しい。

高井 何度も国会で聞いているのは、何件あったかというのは、決裁文書があれば調べられるはず。最終的な決裁権者が刑事部長なのか、警視總監なのか、捜査一課長なのかかわからないが、その中で刑事部長クラスが決裁した文書があるか？という質問に、「把握できません」という答えを国会でしている。良いのか？本当に把握できないのか？

警察庁 警察庁としては把握していない。都道府県警察でも、そういったケースを出すために整理蓄積されているわけではないので、改めて捜査をするというのは現場に負担をかけることになるので、本件の経緯等を踏まえると、我々としては調査する必要はない。

高井 何のために決裁文書というのをやっているのか。国民の知る権利、行政プロセスを明確にするために。捜査というのを誰かの一存でできるわけない。ちゃんとして手続きに則ってやっていて、それがちゃんと文書として残っている。どこまで出せるか、ということはあるけれども、把握できないというのはおかしいのではないか？

警察庁 そういった書類が残っていて、ひとつひとつ確認すると・・・

高井 残っていないってことはあるのか？すぐ捨てているのか？財務省みたいに。

警察庁 いま私もどういった書類を何年残すかということについて、つぶさには把握していないので、ただちに答えるのは難しいが、一件一件の捜査の過程について書類をめぐって、この捜査過程はどうだったかということをつまびらかに調査することは難しい。

高井 だから、個々の調査を聞いているのではなく、全体として、たとえば警視庁でこの3ヶ月の間に何件、刑事部長が逮捕状の執行停止をしたというケースがあるか、ということは文書に残っているから調べられるはずだ。

柚木 そんなことは許されない。もみ消しが横行する。

警察庁 捜査の過程をふまえて、どういう指揮をしたかという記録は残っている。ただ、警察は組織として判断しているので、刑事部長がどういう判断をしたか、各段階の検討を経て、こういう結果になったということは記録はされている。

森 あるではないか。出して。

警察庁 その書類については捜査過程に関わることなので対外的に出すことは困難。

柚木 過程は関係ない。結果だけで良い。

森 記録は残っていると認めたので、次回までに整理をして持ってきてほしい。

警察庁 調査するかどうかも含めて検討する。

森 残っているということは認められた。最初はどうか分からないと言っていたが、残っているということなので、それをきちんと調査して次回、報告を。

先ほど警察庁の方が仰ったように、強姦・準強姦罪は捜査が難しいという中で、逮捕状の請求・発布まで至っているのだから、そこに至るまでのきちんとした証拠は集められていたということの証左であると思う。従って、それを強制執行停止をさせたというからには、それなりの理由がきちんとあるということだと思う。今回の件については特に説明責任が求められる。国民から「しっかり検証するように」という強い要請がある。

## 超党派で「準強姦事件逮捕状執行停止問題」を検証する会

第2回（2017年11月27日参議院議員会館 B104会議室）

### 各出席者の発言内容要旨（抜粋・敬称略）

#### 【議員本人出席者】

森ゆうこ(自由)  
木戸口英司(自由)  
有田芳生(民進)  
糸数慶子(沖縄の風)  
吉良よし子(共産)  
本村伸子(共産)  
尾辻かな子(立憲民主)  
杉尾秀哉(民進)  
福島みずほ(社民)  
仁比聡平(共産)  
田村智子(共産)  
山井和則(希望)  
神本美恵子(民進)

#### 【議員代理出席者】

柚木道義(希望)  
菊田真紀子(無所属)  
早稲田夕季(立憲民主)  
日吉雄太(立憲民主)  
田名部匡代(民進)  
真山勇一(民進)  
佐々木隆博(立憲民主)  
高橋千鶴子(共産)  
高井崇志(立憲民主)  
宮沢由佳(民進)  
倉林明子(共産)

#### 【前衆議院議員】池内さおり(共産)

#### 【省庁対応者】

##### <警察庁>

刑事局刑事企画課理事官 宮島広成  
刑事局捜査第一課理事官 菅潤一郎

##### <法務省>

刑事局参事官 是木誠

##### <最高裁判所事務総局>

総務局第一課長 平城文啓  
刑事局第一課長 福島直之

田村智子(共産) とても大事な問題なので政府の側からの説明を受ける機会を持てたことを歓迎している。女性の人権に関わらず、1人の人間の人生そのもの。場合によっては生き死にに関わる重大な事件だと認識しているので、ぜひ、今回の不明な点、当事者の方も勇気を持って声を上げられたので、私たち、国政を監視する立場から真相の究明をやっていきたい。

森ゆうこ(自由) 本日は警察庁、法務省に加え、検察審査会自体は独立した機関だが、事務的な事柄は最高裁がやっているということで、最高裁にもお越しいただいた。

前回の宿題になっていた件。逮捕状の執行が、執行直前に執行停止されたということが過去にあったのかどうか、というやりとりが前回あった。要は、逮捕状の請求には文書があるが、執行停止にも手続き上、文書があるという話だった。そのような事案がどの程度あるのかということについて、まず警察庁からご報告いただきたい。

警察庁(菅) 私の答えは前回と同様。まず記録が残るか、という点について申し上げると、刑事事件においては様々な捜査報告書などの書類作成をする。これらは、当然、公判等があるので、そういった手続きが行われる間は当然保存される。終わった後にどこまで残すかというのは、各都道府県警察の決まりに従って、適切に保管されていると承知している。

森 以上？

警察庁(菅) 前回おられなかった先生もおられますし、前回はいろいろ質問をいただいて、言葉を尽くせなかった部分もあるので、説明を申し上げます。まず逮捕権の運用については、人権に直接関わる問題であるので、慎重かつ適正な運用が必要と考えている。一般論としては、逮捕状を取得している場合においても組織的な検討を重ねる中で、特に客観的な証拠に乏しい事件、立証が容易でない事件については証拠関係を多角的に吟味した結果、逮捕しようと思っても、その時点では被疑者を逮捕することが適切でない、ということで補充捜査をしたり、あるいは先に捜索差し押さえ、いわゆる先行ガサとか言うのだが、こういったものをしたり、任意の取り調べなどが必要であると判断されれば捜査幹部の指揮によって、方針を変更して、ただちには逮捕しないということもあり得る。他方、任意捜査で捜査を進めるという方針であっても、被疑者を取り調べた結果、あるいは捜索差し押さえをした結果に基づき証拠が新たに収集できて、それらを精査した結果、逮捕の必要性があると認める場合は、方針を変更して逮捕ということもある。

いずれにしても、警察は無罪判決等があれば大きく批判を受けるので、適正な捜査の観点から逮捕権の運用は慎重かつ適正に行う必要があると考えているので、取得した逮捕状を執行しないということは通常あり得る。

警察における捜査指揮は組織的に行われる。警察本部の担当課が担当する事件について報告を受ければ、逮捕方針を検討して、段階を追って所属の課長や部長の判断を仰ぐ。こういった過程で組織的な意思決定を行う。これが刑事部であれば、刑事部長が最終責任を負うということになる。

性犯罪も含め、専門性の高い犯罪については、警察署が担当する事件であっても警察署の体制というのはなかなか強固というわけではなく、専門的な知見がない場合もある。認知などの段階から警察本部

に報告がされる。日常的にこういった個々の事件の捜査状況について、警察本部と署の間でやりとりがなされて、捜査方針が決まっていくということになる。警察においては、こうした日常的なやりとりと通じて個々の捜査方針を組織として決定しており、判断が難しい事件において被疑者を逮捕するか否かについては、逮捕権の慎重適正な運用という点から、十分な時間的余裕をもって事前に協議するというのが通常ではある。

ただ、捜査の進捗状況、被疑者の行動によっては、警察署において不足の事態に備えて逮捕状を事前に請求・取得しておきながら警察本部に相談をするということがある。こうした場合でも、警察本部として、事件の内容から、その時点では逮捕することが相当でないということでは、警察署に対してその旨指導をするということもある。そうした様々なやりとりがある中で逮捕するかしないかが決まってくるので、つぶさにそうした状況が記録として残るわけではなく、我々としては、判断した結果が書類として残っていくという状況。

森 もう少し、分けて答えてほしい。そもそも性犯罪というのは非常に難しいという中で、逮捕状が既に出た。出すのは難しい。空港まで捜査員が行って、中村刑事部長が認めているが、これを執行停止したと。これが単に電話だけで終わるといことはあり得ないので、決裁文書があるということを経済認めたはず。それがどのような文書で、そういう文書は何年保管する規則になっているのか。刑事部長が逮捕状を執行したケースが何件あるのか、報告をいただくことになっていたと思うが、その点については。

警察庁(菅) まず「性犯罪は捜査が難しい中で逮捕状が出ていたのだから」という点。逮捕状が出るかどうかと、その後の捜査を尽くした結果、起訴されて有罪見込みがあるかどうかというところはかなり開きがある。逮捕状というのは、罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があれば出るので、逮捕状が出たからと言って、その後、我々として完全な有罪の見込みを得てやっているということではない。その後も慎重な捜査をする必要がある。

また、警察において逮捕状請求等をすれば各種書類を作る。被疑者の取り調べをすれば調書等が作成される。こういった記録にとっては訴訟等が継続している期間については保存をしている。各都道府県によって規定があるが、必要な期間、保管されている。

福島みずほ(社民) 期間は何年？

警察庁(菅) 都道府県警察による。

福島 では東京都の場合は？

警察庁(菅) 前回、何年間保存しているか、という質問をもらってなかったのですが、ただちには答えられない。

福島 だいたい何年？

警察庁(菅) ちょっとわからないが、すぐに捨てたりするものではない。本件に関しても必要な期間はそれぞれの規定に沿って保管している。

森 「必要な期間はそれぞれの規定に沿って」と仰った。必要な期間というのは、この問題の場合はどうなのか。

福島 これだけ議論になっているのだから、東京都に対して、令状の執行停止の文書がどうなっているのか、調べて出してください。今日の話だと、聞いてもない、ということ。何年なのか？執行停止の記録があるかどうか確認をしたのか？

警察庁(菅) この件に関しての記録は、当然ある。あると聞いている。

福島 あるなら出してほしい。個人名は黒塗りでも良いから。

警察庁(菅) 本件の書類は捜査書類、個別の案件なので出せない。件数等を調査せよとのことだが、本件については必要な捜査を終えて、証拠物を東京地検に送付している。不起訴処分になり、検察審査会でも不起訴相当となっている。このような結果もあるので、この件について細かな説明は差し控えている。

森 宿題になかなか答えていただけてない。「性犯罪の逮捕状は難しい」と言ったのは菅さん。難しいから、逮捕状が出たからにはそれ相当の理由があったと先ほど説明があった。それを執行停止したからには、それ相当の新たな理由がなければならぬ。それについて、執行停止の決裁文書を出してもらえば、それ相当の理由があつて「なるほど」と疑念を持った多くの国民の方もわかる。それ相当の理由をもって捜査官が逮捕状を持って被疑者が到着する空港に行っている。そこで執行停止にされたというところからは、それ相当のさらなる理由があるということを確認をされたか？

警察庁(菅) 前回、申し上げたのは「性犯罪の捜査は一般に難しい」ということ。「逮捕状が出るのが難しい」とは言っていないかと思う。性犯罪の捜査は不起訴になることも多い。被害者の心情に配慮して様々な話を聞くが、特に顔見知りの人との間の事件になると、主張としては合意があったということについて、相互の認識が相違することがある。我々としては客観的証拠を集めて立証に努めるが、例えば被疑者の弁解に矛盾がないかということや、被害者の供述が客観的状況に整合しているかといったことを確認する。そういった捜査が難しい。

森 逮捕状が出て、捜査員が空港まで持って行き、逮捕直前だったのに、中村刑事部長の一存で執行停止された。これは異常な事態。だから聞いている。

警察庁(菅) この事件そのものについては答えは差し控えているので一般論としてお答えしている。

福島 では、刑事部長が逮捕状の執行停止をしたケースが何件あるか、ということについて答えをいただきたい。

警察庁(菅) 警察署が担当する事件について、特に重要事件や立証が難しい事件は警察本部に報告がいく。そういった中で逮捕をしたり、それは待て、と指導がなされる。刑事部長が、ということだが、警察は組織として判断するため、そういった調査は困難だと考えている。

田村 組織的対応でないケースというのはあり得るのか。一般論でも構わない。個人の判断で、組織的検討を経ないで執行停止することはあり得るのか？

警察庁(菅) 通常、部長がいきなり「やめろ」ということはないと思う。順に報告が上がリ、皆でこの事件をどうすべきか検討するので、最終的に部長に報告が上がって、その判断がなされることはある。

福島 本人が「自分が取り消した」と言っているが。

警察庁(菅) 様々な報道は確認しているが、そういうことは・・・

杉尾秀哉(民進) 「私が決裁した」と言っている。

警察庁(菅) 私の一存で勝手気ままに止めたということではない。

杉尾 「自分として判断した覚えがあります」と、こう言っている。それを一存と言うかは置いておいて。

警察庁(菅) 繰り返しになるが、警察は組織として判断しているので、下から報告が上がってくれば、上の者がしかるべき判断をするということは当然のことだと思う。

杉尾 逮捕状の請求をする時は所轄レベルで請求をするわけだが、決裁をしたのは署長？それとも本庁まで行っているのか？部長？

警察庁(菅) 先生は警察のことに詳しいので色々質問をいただくが、本件については個別事案なので答えは差し控える。

福島 この執行停止が妥当かどうかということの問題にしているわけだから、どのように逮捕状が出たか、については極めて重要。誰が決裁したのか。要は、どうしてそれが覆ったのがということを開きたい。

警察庁(菅) 答えは差し控えさせていただいている。

杉尾 でも普通はこういう時は部長までは上がらない。強姦事件であるか？

警察庁(菅) 事案の内容による。

杉尾 自分が関わったことはあるか？

警察庁(菅) 事案の内容によって刑事部長や本部長に上げるということは当然ある。個々の事件において、それは内容次第。

福島 不可解なのは、裁判所に対して逮捕状を請求する。逮捕状が出て、執行に入っていて、なぜそれを取り消されるのか。逮捕令状が出た後、警察官が空港まで行ったというのは事実か。

警察庁(菅) 個別の案件については答えられない。どのような捜査活動、捜査過程であったかについては答えられない。

福島 捜査活動そのものが妥当だったかということに疑義が出ているから聞いている。何でも答えろということではない。極めて不自然なので国会でチェックすべきだということで超党派で聞いている。

警察庁(菅) 答えられることは限られている。

福島 おかしい。問題がなければ答えても良いではないか。

警察庁(菅) 問題があってもなくても、刑事事件は色んな方のプライバシーに関わる。この事件だから言えないということではない。問題がないからということで警察がその内容をつまびらかにすると色んな人に影響が出る。この事件だけではない。

福島 このケースは警察がやったことが妥当だったかどうかということが疑われている。それが公平だったと私たちに示してほしい。

警察庁(菅) 我々としてはしっかりと捜査をしている。

有田芳生(民進) 本件について、高輪署が徹底した捜査を行った。タクシー運転手から話を聞き、ビデオを見て、逮捕状が発布されるころまで行った。当然、各種事件においては最初から本庁の方と一緒に捜査することもあれば、途中から関わることも一般論としてはある。ただ、この件で異例・異常なのは、逮捕状が発布されて捜査員が成田空港まで行った。そこに刑事部長から電話があり、「逮捕は止めろ」と指示があった。本庁と高輪署が定期的にこの懸案をどうするかと相談していた場合、刑事が成田空港まで行って、そこでストップがかかるというのは、手続き上からも異常ではないか。つまり、本庁が関



わっていたとしても、「これはちょっと無理だな」という判断は、そんな切迫した状況でなく行われるはず。捜査員は目の前を被疑者が通るのを見ていた。その直前で「止めなさい」ということが来るということは、本庁と相談をしていたとしても、極めて異例だと思わないか？

警察庁(菅) 異例とは思わない。捜査には流れがあり、緊急なこともある。身柄を確保したり任意同行をその場その場で臨機応変にやるということはある。本件については答えは差し控えるが、異例かどうかと問われれば、様々なパターンがあるので、取り立ててこれが、報道されていることが真実だとしても異常だとは思わない。

有田 前回の議事録を見たが、例えば複数の人物が関わっていて、ということはあると思う。今回は1人。事前に警視庁が関わっているとしたら、空港のギリギリ逮捕直前に連絡が来るということは異例ではなく、異常ではないか。

警察庁(菅) 個別の事件の内容によりけりだと思う。

有田 高輪署と本庁はいつから捜査を進めてきたのか。最初は高輪署。高輪署が逮捕の判断を下し、裁判所が逮捕状を發布、刑事は現場まで行った。その直前にいきなり上から止めなさいというのは、高輪署からすれば、何だ、という話。だから担当刑事は忸怩たる思いで今でもいる。そういうことは普通ない。

警察庁(菅) 警察で刑事部をやっていると色々な展開の事件がある。なので現場の刑事が被疑者を逮捕したいと思っても、それを逮捕しないということは珍しいことではない。

森 現場の刑事の判断ではない。

警察庁(宮島) 補足させていただきたい。私からは刑事手続きや適正捜査一般ということで、個別の罪種は担当していないのだが、一般的なことをお答えする。

まず、議論のなっているのは事件指導という部分の問題。警察署が主体となって捜査をするということに対して、警察本部がどうやって議論をするのか。警察本部が指導をする時に、証拠が、裁判官に令状請求しても証拠が足りないと却下をされるような証拠の程度であれば、適正捜査の観点から本部が令状請求しろとかしないとか議論する必要はない。

逆に証拠が十二分で、裁判所に令状請求して、当然出るだけでなく、公判まで見通せるまで高い証拠レベルまで署が持っていたという状況であれば、警察本部の事件指導として、適正捜査の観点から本部が細かく言うことはない。

問題は、逮捕状が出る証拠レベルはあるが、公判の請求維持までなかなか期待できないという状況。そうすると、証拠の評価が出てくる。証拠の評価ということについて、警察署は必ずしも専門性が高いわけではないので、警察署の評価としては、これくらい証拠があれば良いのではないかと思う時もある。他方、警察本部は特定罪種ばかりを指導している人たちがいて、その人たちは証拠の評価というのが、

公判請求、公判維持まで持つのかということも含め、より適正に判断できると考えている。

杉尾 それは一般論としてはあるが、これは緊急で止めている。

警察庁(宮島) 事件指導というのが、警察署は100以上ある。それをひとつの本部が事件指導をするという構造になっている。極めて事件指導というのが密接にできれば望ましいが、あくまで警察署が主体の捜査であれば、ポイントで指導していく。その指導のタイミングが令状請求などの手前でできれば良いが、場合によっては前後することが現実問題としてないわけではない。その時、警察署が令状を取って、自分たちで証拠を十二分だと評価した後、事件指導でこれでは公判が維持できないのではないかと、請求が期待できないのではないかととなった時、天秤にかかるのは、裁判所の令状を取るために裁判官にご覧いただいた手間と、公判が維持できないことによる事件への影響などになる。どちらを優先するかというのが現実の問題としてはある。

森 そうすると、警察署が102あって、警察本部は1つ。事件は1つではないので、事件指導は、全ての事件に対して行うわけではないよね。

警察庁(宮島) 証拠関係等からして、全然証拠が集まってない事件については頑張れと指導すれば良く、証拠が十二分にあれば、たいした指導をする必要はない。

森 証拠は十二分にあった。詳しくさせていただいてありがたかったか、逆に疑問に思ったことがある。事件指導は前後がある、全て指導するわけではない。逮捕状を請求するのが難しい性犯罪事件で、発布され、執行直前なのに、なぜこの案件だけ特別に事件指導が入って、いきなり執行停止になったのか。今の詳しい説明を聞くと、ますます執行停止についての特異性が逆に際立ったと感じる。何故、この事件だけにいきなり注目することになり、事件指導されたのか。

警察庁(宮島) 一般的な答えになるが、この事件だけと言うが、毎日事件指導はやっている。

杉尾 刑事部長がこんな証拠を見たのか？普通しない。

警察庁(宮島) 本件についてはコメントする立場にないが、下から丸投げされるわけでは当然ない。事件指導を生業担当としている者は、「自分たちはこう思う」「自分としてはこうしたい」という、証拠の評価というのがある程度方針付けられながら行われる。

福島 だから、突然、なぜ事件指導が出てくるのか。

森 要するに、全ての事件を事件指導できるわけでもない。102対1でなかなか指導は難しいと説明されたわけで、重大・凶悪な犯罪ということではなく、性犯罪事件のこの1件だけ何故突然、バタバタと事件指導が入ったのか。何故この事件に事件指導の焦点が当たったのか。何故刑事部長が決裁するに至

ったのか。今のご説明を聞くと余計、その理由が分からない。

警察庁(宮島) 簡単です。この事件について説明するつもりではないが、性犯罪はそもそも証拠関係が難しいとされやすい。罰則も非常に重い。殺人事件であれば本部の捜査一課が入って、そもそも専門家が捜査するケースというのは先生方もご承知の通りだと思う。性犯罪になった時に、全部本部が直轄で捜査するわけには必ずしもいかない。そうすると警察署が主体となって捜査をするということに比較的なりやすい。本部が入るケースもあるが、その時に、事件指導をやる場合にはどういったものに着目するかと言えば、当然法定刑が高いものとか、証拠関係が難しいものを重点的に指導していく。その証拠関係が十二分であれば、福島先生はご存知だと思うが、指導する必要はない。

福島 このケースは任意捜査からある。突然、パッと逮捕で、激情型でやっているのではない。積み上げて、任意捜査をしている。ずっと取り調べを受けている、任意で。証拠が積み上げられていて、それはきちっと捜査をしたと思う。そうすると、刑事部長はいつから事件指導に入るのか。そして、いつ記録を見たのか。何故、逮捕する必要がないと判断をしたのか。教えて欲しい。唐突なので。

警察庁(菅) 本件について内容を答えるのは難しいが、警察本部に報告が上がる事件は様々あり、殺人・強盗・放火・強制わいせつ・略取誘拐。こういった重大犯罪は発生の段階から上がる。それから、証拠関係が難しく、公判で争えなくなる可能性のあるものも報告は最初から上がる。

有田 ただ、この件は特殊性がある。いきなり逮捕直前に連絡が入ったというだけでなく、高輪署が捜査を始めた段階から、TBS のワシントン支局長だという特殊性がある。それは報告されているでしょう。それは最初から最後まで伏線としてあるのではないか。報道機関の重要な人物であるというのは、前提として。

警察庁(菅) 本件は準強姦であるので、発生の段階から全て報告されている。

福島 今の話だと、上に上がっている。任意捜査をやっている段階でも警察庁は知っている。なぜ突然、逮捕令状が出た後、決裁によって取り消されるのかが分からない。

仁比聡平(共産) 確認したいのだが、逮捕状の執行停止については組織的に検討した上での結論を出したという記録があり、本件についても存在すると。逮捕状の執行停止という組織的な結論を出すということと、いま一般論として言っている事件指導はイコールなのか。一般的に捜査をどのように進めるとか、この証拠は弱いのではというような意見交換を事件指導ということなのかと思うのだが。本件で問われているのは、そうではない。いったん出た逮捕状を執行停止をすると。先ほどの文脈だと捜査報告書があるのかなと思うが、それは組織的に決定するのでしょうか。

警察庁(宮島) 事件指導の内容を組織的に決定したということで理解してほしい。

仁比 事件指導の概念はどうでも良いが、争点は、逮捕状を執行停止するのを組織的に決定したと菅さんは言っている。記録はあると。ここには出さないが、存在すると。逮捕状が何故執行停止にするのか、という理由を組織的に決定するのだとすれば、部長の一存というのは本来はあり得ない。現場の高輪署の捜査員たちの判断と執行停止の判断がこれほど食い違っているのは、組織的に検討しているならあり得ない。

警察庁(菅) 様々なやりとりをして組織として方針を決定している。個別の案件については差し控える。

仁比 出た逮捕状が執行停止になり、それは組織的に決定していることははっきりしていて、記録があると仰った。その決定がなされた理由。

警察庁(菅) 記録はある。ただ、中身については答えは差し控える。

仁比 もう 1 つ、別の角度から聞くと、高輪署の捜査員は現場に臨んだ。この事実を認めているのかもわからないが。

森 いえ、認めてる。

警察庁(菅) いやいや。

仁比 認めていないのか。それさえも認めないのかということもあるが、私が聞きたいのはそこではない。現場の捜査員が執行に臨んだということは、その時点 2015 年 6 月 4 日より後のこと。執行停止の決定は、組織的に検討して逮捕状の執行停止の決定をなされていけば、執行に臨むわけない。だから、現場が執行に臨み、そこに電話をかけるしかなかったということは、それよりも後でしょう。執行停止の決定をしたのは。

警察庁(菅) 逮捕状には執行停止するという概念はない。執行する・しないということだけ。

仁比 そういう言い方をしても良い。執行しないということを組織として決めたと。

警察庁(宮島) 本件の内容については答えを差し控えるが、色んなパターンがある。逮捕状を取って逮捕しようと思ったが、証拠関係を再検討して、いったん逮捕を見合わせる。例えば裏付け捜査、補充捜査をやる。ガサを先にやる。ということで証拠を集める。

仁比 そういうことではないから。現場は執行に臨んだが、それとは違う判断を上がって、中村部長が電話した。

警察庁(菅) 様々、皆様から週刊誌報道等をご覧になって御指摘いただいているが、本件の内容については答えを差し控えている。

神本美恵子(民進) 週刊誌報道しかないから聞いている。

福島 菅さん、ちゃんと話してください。

仁比 もう一回だけ。組織的に検討して逮捕状を執行しないという結論を出したなら、現場が執行に臨むわけがないし、逮捕しなかったということについてこれほどの大問題になるわけがない。ところが、あなたの説明とは逆に、大問題になっている。それは、逮捕しないという方針が、少なくとも高輪署の現場の捜査員は全然かまわずに行われたのではないか。

警察庁(宮島) 私は一般的にしかお答えできないが、事件指導の話なので、本部が警察署に事件を指導する。その結果、警察署と掛け合いをしながら、それでも組織であるので、最終的な一つの方針というのが警察であるから、最後は一つになっていくというイメージ。それが、時間的余裕を持ってできる場合と、できない場合がある。

有田 仁比さんがおかしいと言っているのは、執行しないという結論が出る場合は、事前に高輪署と打合せをしているでしょう。いきなり「止めなさい」と来るわけがない。異例ではなく異常としか思えない。

警察庁(宮島) 事件指導の入るタイミングで、理想型というものが先生方の仰っているものがあるとすれば、全てが理想型で事件指導に入れるということとは必ずしもならないという現実はある。

森 準強姦事件は全て本部に報告されると、仰った。

警察庁(菅) 罪種で決まっているため、発生時点から、被疑者が分かるもの、分からないものも含めて。

森 そうすると、102 カ所ある警察署に対する事件指導、少なくとも本件に関しては、最初から警察本部に報告されていたということによろしいか。

警察庁(菅) 本件がどうだったかということは差し控えるが、類型的に罪種として報告される。

森 TBS のワシントン支局長が被疑者であり、そういう案件が起きていたということは、当初から本部は知っていたということによろしいか。

警察庁(菅) 類型的に報告はされている。どのような形で報告されたかについては、本件の中身に関わるので差し控える。

森 事件指導について、理想型のタイミングという話だが、それが先ほどの説明では 102 カ所ある警察

署、そして本部は 1。事件もいっぱいある。その中で、なかなか理想型の事件指導ができないという前提で話をされて、だから突然というような印象を与えているのかもしれない。だから余計わからなくなる。当初から本部に被疑者がどういう人であるかを含めて報告をされていた。当初から事件指導が行われていたのではないか。

警察庁(宮島) 仰る通りで、犯罪の認知当初というのは証拠が非常に乏しい状態にある。この認知当初ですぐ通常逮捕ができるというのは、現実的に持ち帰る事件が多数ある。事件指導というのは、日々証拠は増えていくので、それをずっと本部が把握するのは難しいので、全く同じタイミングで全く同じ情報量を持つというのは現実問題、難しい。つまり本部が事件指導に入るタイミングというのが様々あり、事件指導がしっかりできる事件も当然あるが、事件指導がちょっと前後するということもある。つまり証拠関係は日々変わる。警察署が頑張って捜査をすればどんどん証拠が得られる。

森 前後することも、ベストのタイミングにならないこともある。だから本件に関しては現場の捜査官が逮捕状を持って空港まで行って、被疑者を確認したけれども、その直前に逮捕するなどという指導が来たということか。

警察庁(菅) 本件がどういうプロセスだったかということは答えを差し控えるが、逮捕状があろうとなかろうと、警察本部として話を聞いた時に、「それは逮捕すべきでない」と思えば、その旨、指導する。どんな局面であれ。そういう組織的な検討を経て、適正捜査を敢行するという努力をやっている。

本村伸子(共産) 準強姦罪の場合、逮捕状をずっと本部に報告していたと。逮捕状を取る時に本部の確認をするのか、という点。2 点目、捜査の報告書、経過文書はあると仰った。組織で判断するとのことだが、執行停止の時に誰かの印鑑が必要なのかという点。3 点目、1 回目の時に高井先生がどこかを区切って、刑事部長が関与した事件の数を教えて欲しいと仰っていたが、2015 年の高輪署の事件で刑事部長が逮捕状の執行をしないとした事件数を教えてほしい。4 点目、これも高井先生が仰っていたが、検察審査会の委員の男女別を最高裁にお願いしたい。

警察庁(菅) 逮捕状の請求をする、しないという判断について、警察署で担当している事件であれば警察署ですが、節目節目で本部にどこまで上げるかは事件の内容による。指導の濃淡の度合い、証拠関係の難しさなどによるので、具体的ケースによる。

また、逮捕状を請求する時には担当者の印鑑はつくが、逮捕をしないということについて印鑑というのが・・・

福島 決裁文書があるでしょう。決裁文書の印鑑は誰ですか？

警察庁(菅) 本件についてのお尋ねであれば答えは差し控える。

福島 一般的には誰か？こういう場合。

警察庁(菅) 警察署の事件であれば警察署で必要な書類は作成する。

福島 この場合は中村刑事部長が決裁したと。彼ですか？

警察庁(菅) 警察本部の中では様々な事件に必要な報告が段階を追ってなされて、刑事部であれば刑事部長となる。

福島 ではこの決裁文書の印鑑は中村部長ということで良いか？

警察庁(菅) 本件についてどういう書類が作成されているかは答えを差し控える。

福島 これだけ疑義が言われているのだから、教えてください。つまり、この事件は、この事案がどうだという事実関係を聞いているのではない。ホテルがどうだったかということを知っているのではない。警察内部でどのような手続きで誰が判断したか。公務員なんだから、誰がどういう責任で判断したか、言うべきではないか。刑事事件の中身について細かくやっているのではない。警察における手続きがどうだったかという客観的なことを聞いているのだから、それは教えてください。決裁文書の印鑑の最終決定権者の責任者が中村刑事部長ということで良いか？

警察庁(宮島) 警察署に対してどのような指導をするか、ということの最終責任者は、刑事部であれば刑事部長になる。その時に、警察署の指導というものが、たとえば急いでいる時は文書どうこうと言ってられないこともあるし、複雑なことであれば、わかりやすく整えるということもある。そういった組織としてひとつの方向性を見いださないといけない。この事件どうこうということではないが、我々警察というのは、逮捕してしまうと最初 48 時間与えられ、その間に送検しなさいと。送検されれば 20 日しかない。48 時間+20 日の間に公判が維持できるほどの証拠が集まるかという厳しい議論をしないとけない。安易に集まると考えてしまうようなことや、またはこれはそこまで行かないだろうということがあれば、仮にどのようなタイミングであっても逮捕状の執行をするというよりは、まだ任意捜査をすべきだという判断をずするというのが我々は合理的な判断だと思う。

森 説明が合理的でない。最初から報告されているでしょう。被疑者も著名な人だし、官邸とも関係がある。事件指導が行われていたということでしょう。逮捕状が発表されていないならまだわかるが、そうやって重大案件ということで指導が入っていたにも関わらず逮捕状が発表されていた。でも空港まで捜査員が行って、いま逮捕というところで突然ストップがかけられた。全然それに対する合理的な説明になっていない。

警察庁(宮島) 仮に、ある事件について最初に報告をされたら。その時は証拠がないと。この時点で報告されても指導することは現実問題あまり多くない。

福島 先ほどの本村さんの質問に答えてもらってない。決裁文書があると菅さんが仰って、決裁文書の印鑑を押した最後の責任者は中村部長ということで良いか？

警察庁(菅) 本件でどういう書類が作成されたかは答えを差し控える。

福島 菅さんと宮島さんに申し上げたい。適正に行われたかどうか疑われているわけで、あなたたちは悪いことをしていると判断ミスだとも思っていないわけでしょう。なら検証が必要。これが強姦事件だったかどうかをいま議論しているのではない。警察で、どのような手続きを組織として行っていたかということ。

警察庁(菅) 一般論として警察は組織的に判断をしている。

福島 だから決裁権者は誰かと。最終決定権者は誰か。先ほど菅さんが決裁文書があると仰ったから。

警察庁(菅) 刑事手続きを踏んでいるので書類は作成している。書類の中身については、多分に事件の内容に関わるので、何が書かれているのか等については差し控える。

福島 何が書かれているかなんて聞いてない。誰か。高輪の署長なのか、中村刑事部長なのか。

警察庁(菅) 組織としてしかるべき判断をしているということ。

福島 それは誰か。適正かどうかを聞いている。では、決裁文書は何時に出ているのか。つまり、今は警察でやったことが正しかったかどうか、適正だったかどうかを検証している。それが正しいという立証を、警察はやってください。

警察庁(菅) 本件の経過を踏まえまして、中身については・・・

福島 プライバシーのことは聞いてない。何時に決裁文書が出て、決裁権者の最終責任者は誰か、という客観的なことを聞いている。

警察庁(菅) 本件の捜査過程に密接に関わるので答えを差し控えさせていただきます。

福島 適正に行われたかどうかの判断ができない。

警察庁(宮島) 適正に行われたかどうか。それは今回、我々で言えば、公判請求や公判維持ができるほどの証拠関係が、逮捕状と今言われているが、そういった段階であった事件か、ということとほぼ同義ではないか。

福島 全然合理的でない。警察は逮捕令状を裁判所に出す時に書面を付けて、しかもこれはボツと出の事件でなく、長く任意捜査をやっている、事実上、任意同行で取り調べをやっているではないか。

警察庁(菅) 個別の捜査過程について答えは控えているのだが、私は報道の中身をあまり論評したくないが、そういう報道はなかったと思う。

福島 ただ、逮捕令状を出す時は、上にも上げているわけで、逮捕令状を発布する根拠があると思って警察は出しているわけですね。

警察庁(宮島) 証拠というのは、時系列があって、この時点よりも減らない。つまり、この時点で逮捕すべきでなかったかという議論かと思うが、その時点から、例えば送致の時点。この2つを比べた時に、この逮捕をしたらどうかと言われているタイミングと、事件送致のタイミングを比べたら、事件送致のタイミングの証拠の方が多い。これは論理必然。論理必然で、事件送致の時のタイミングの証拠関係の方が多いの。これは警察の独断ではない。要は検察庁の目から見ても、検察審査会から見ても、そうした証拠関係としてこれが公判請求、公判維持ができるようなものか、という視点がある。

福島 23日かけて起訴するか不起訴にするかを検察官が決める。その時に公判を維持できるかを判断するわけで、今日の逮捕令状の話と、公判を維持できるかという話を言うのも全く納得できない。

警察庁(宮島) 警察は、逮捕をして、公判を維持できるほどの証拠が集まる見込みがあるかというのを当然考えます。

福島 それは逮捕令状を請求する時点で、公判を維持できるかどうかは起訴の段階で判断するのであって、逮捕令状を請求する時は逮捕の必要性があるかどうかを判断しているわけでしょう。

警察庁(宮島) それは裁判官はもちろんその通り。ただ逮捕してしまえば、48時間+20日しか警察にはない。この間に追加的証拠が得られなければ起訴されない。起訴されなければ事件は潰れたり、被疑者の人権という問題も出てくる。

杉尾 一般的に聞きたい。逮捕状を請求して、逮捕状が出るのに十分な証拠が揃ったということで、請求した。裁判官が発布した。だけど、その後証拠を検討してみたら、公判を維持できそうにない。もしくは起訴できそうにないから、その逮捕状は請求してみたけど、その後の証拠関係を精査して、しかも現場に行って止めるということはこれまであったのか。現場まで持っていって止めている。

警察庁(菅) 仰っているのは、現場まで持って行っているのだから、証拠関係がたとえ十分でなくても使ってしまった方が良いと。

杉尾 違う。そんなことは聞いてない。これまでそういうことがあったのかと聞いている。普通、証拠

が揃っているから逮捕状を請求する。逮捕状は99.9%出ている。

警察庁(宮島) 例えば、先生方がご存知かどうかかわからないが、ガサ先行というような捜査手法がある。

杉尾 知ってる。当たり前。

警察庁(宮島) ガサ状と逮捕状、両方いっぺんに請求して・・・

杉尾 そういう一般的なことを聞いているのではなく、本件のようなケースについて聞いている。

福島 こういうケースはあるのか。逮捕令状を請求して、発布して、現場まで行って、そこで証拠が薄いから止めるということは。

杉尾 前回仰ったのは、「僕もある。逮捕状を捜査員が持って一緒に張り込んだが被疑者が来なかったから止めた。そういうことはある」。たとえば何人かを逮捕するはずが揃わなかったケース、事情を聞いたら齟齬があったというケース。今回のケースは根本的に全然違う。

警察庁(宮島) 先ほど申し上げたガサ先行という捜査手法は、ガサ状と逮捕状を両方請求して発布を受け、ガサを先行して、良い証拠があれば逮捕。

福島 今回はそういうケースではない。今回はガサ、搜索令状が先行しているケースではないでしょう。

警察庁(宮島) そういうことを申し上げているのではなく、例えばの話だが、被疑者の居宅にガサをする、被疑者がそこにいて、刑事のポケットの中には逮捕状が入っている・・・

福島 宮島さん、その説明を今するのは不必要。そういう事案でないから。私たちは、ガサ令状と逮捕令状があつてガサやったけど出て来なかったから逮捕しなかったという例や、逮捕状はあつたけど本人が来なかったからできなかったという例があることは理解している。いま問題にしているのは、逮捕令状もあつて本人もいるのに、現場で取り消されるというケースがあるのかと聞いている。

警察庁(宮島) ガサ先行なら本人が目前にいたとしても・・・

福島 違う違う。このケースはガサ先行の事案じゃない。ガサ令状の例は除いて、こういうケースはあるのか？

警察庁(宮島) 我々が申し上げているのは、被疑者の目の前にいる刑事の胸ポケットに逮捕状があるのに執行しなかったケースを申し上げたつもり。

福島 ガサが先行している場合以外で、こういうケースはあるのかと。つまり現場まで行って、刑事部長の決裁でということ。

警察庁(管) 事件の内容は様々あり、警察は組織として判断しているので、様々なものがある。なので、逮捕状があっても使わずに逮捕をいったん見送って、でももう一回調べて逮捕にチャレンジするという事案もあるので、内容によりけり。今回のケースは色々週刊誌報道されていて、あり得ないことだ、と仰っているが、捜査はいろいろあるので、あり得ないと言うと・・・

本村 さっきの3番と4番の答えをまだもらってない。2015年の高輪署の事件で警視庁の刑事部長が逮捕状を執行しないと決めた件数。

警察庁(宮島) 本件の経過に鑑みて、私どもは改めて追加の調査は考えていないので、そういったものは承知していない。

本村 今回の件でなく、一般論として知りたい。一般論として高輪署はどうなっているのか。

森 これ、こないだオーダーしているけども今日、一切何も持って来てないということなので、次回までにもう一回宿題としてお願いしたい。期限を区切った方が答えやすいというなら、2015年と区切ってしまうと、本件に関わって答えられないというなら、2015、2016でも、2014～2016でも良い。答ええないというのは申し訳ないが、認められない。先程来、福島先生が仰っているように、最も大きい公権力が適正に行われたのか否かという我々の検証。その事件そのものではない。事件の事実がどうであったかということの問題にしようとしているのではない。公権力の行使は適正に行われたのか。本当は行われるべきだったのに、途中でおかしな力が働いて、本来行使されるべき公権力がいきなり止められてしまうという、重要な問題。だから検証している。個別の案件だから答えられないという話は止めてください。きちんとあなたたちが何の問題もない、適正に執行されたと、それに対して誰も納得してない。しっかりと我々が納得できるような説明をきちっと準備してきてください。

で、次に最高裁、検察審査会について。

最高裁(福島) 本件の検察審査員11名の男女比ということだが、東京第6検審において、すでに同様の問合せを受けて回答をしているということで、回答内容を聞いてきた。本件11名の男女比は男性7、女性4とのこと。

森 他にこの件について説明できることは。発表されているもので結構。

最高裁(福島) 今と同様の話になるが、本件の検察審査員11名の平均年齢も同様にすでに回答しているとのことなので聞いてきた。平均年齢は50.45歳であると。以上。

森 他にないということであれば、私から検審について質問。11人の検察審査員を選ぶくじ引きソフト

は変えたのか？

最高裁(福島) ソフト自体は改修していないが、その作業を行う際は検察審査会の事務局あるいは各市町村の選挙管理委員会が作業することになる。その際はダブルチェック等を行い、くれぐれも間違いがないように注意喚起をしている。

森 今の質問はつまり、くじ引きソフトというのがあり、検察審査員を候補者の中から任意に選べる。この人は審査員にしたくないとか、こういう年齢構成、男女比にしたとか、恣意的なことで選ばれるのではなく、極めて公正に選ばれるソフトでやっているということだったのだが、結局そのくじ引きソフトが、チェックを入れると、審査員に選びたくない人を排除できる。そういうデタラメなソフトだった。これはすでに国会で証明済み。我々、デモンストレーションまでしてもらって、証明済み。今の説明は、その説明自体は改修してないと。相変わらず捜査を誤れば、欠格事由以外のことで候補となっている有権者名簿からやるのだが、そこから排除できる。ある一定の傾向を持つ人だけを審査員を選ぶことは可能だという欠陥のあるソフトである。

もう一つ、捜査報告書。捜査報告書をデタラメなものを送ったと。実際に行われてもいない調査。全く事実とは似ても似つかわない、作文なんてものじゃない調査を使って、捜査報告書が作られ、それが検審に送られていたということがかつてあった。今回、検察が捜査報告書を送ったのか？

法務省 指摘については、検察審査会において、検討の対象とする資料についてのお尋ねだと。検察審査会法に基づいて、検察官は検察審査会の要望があるときは審査に必要な資料を提出する、通常は捜査記録になると思うが、通常は提出していると思われま。

有田 今の追加して質問。11人の男女比と平均年齢についてはいま聞いたが、この件で審議に要した時間はどのくらいだったか。また、不起訴にした理由について、審査員の人は口頭で聞くのか、文書で聞くのか。

最高裁(福島) 審査期間ということだが、報道されているが、申し立て日が平成29年5月29日、議決日が同年9月21日と承知しているので、その間、審査期間としては3ヶ月と24日となる。

有田 ただ、毎日やっているわけではない。

最高裁(福島) 具体的に本件の審査のために会議を何回開催したかという点については、検察審査会法26条で検察審査会議は公開しないとなっているので、個別具体的な事件についての審査の中身については答えは差し控えさせてもらう。

有田 会議に出ている時に、こういう結論にしたと発表があるのか。

最高裁(福島) 検察審査会での議決の仕方ということだと、検察審査員は11名いる。議長である検察審

査会長。会長といっても11名の中から互選で選ばれることになっているが、その会長の進行により議論し、最終的には11人の多数決で決めるということ。

有田 その時に文書は作られないのか？不起訴にしたという。

最高裁(福島) 議決をした時は、議決書を作成するということになっている。この議決書については、その謄本が管轄の地方検察庁の検事正、検察官適格審査会に送付するとなっている。

有田 つまり結論だけ言うが、要するにこれだけ国民的な、社会的な問題になっているにも関わらず、ほとんどわからない。どういう議論になったかわからないまま、こういう結論になりましたと、法務省の前に紙1枚貼られるだけ。それでは色んな誤解が生まれる。誤解を生まない説明はもっとできるはず。

田村 警察庁に確認。冒頭で、宿題ということで逮捕状を執行しなかったことについての文書は各都道府県の判断で保管をされているということだったが、それはつまり捜査の一連の結論として、逮捕しなかったという捜査文書なのではないか。私たちが聞いているのは、組織的な判断によって逮捕しなかった。ずっと聞いていると、事件指導という形で警察庁が組織的な判断をした。それを高輪署に伝えた。警察庁の中でその組織的な判断、事件指導をするにあたっての文書というのは保管しているのか。その組織的な判断の中に高輪署は入っているのか。警察庁の中の組織的な判断なのか。事件指導として止めたという説明に聞こえる。案件はずっと上がっていたが、案件がいっぱいあって、事件指導をするタイミングが遅れて、逮捕執行の直前になってしまったと。その時になって、警察庁が事件指導を行った結果、逮捕しないということになったという説明に聞こえた。そうすると、高輪署というのは、その組織的な判断の機関の一員になっていないのではないかと。なぜなら高輪署は逮捕するつもりだったから。では、組織的な判断というのは、どこの中の機関で行われたもので、その組織的な判断の文書はどこでどのように残されているのか。

警察庁(菅) 一般論になるが、まず警察庁でなく警視庁であり、東京の警察。私たちは警察庁なので国の機関ということになる。高輪署であれば書類は高輪署に残る。

田村 警察本部の事件指導というのは、どこにあるのか。

警察庁(菅) 警視庁。

田村 そうすると、警視庁の中に、組織的な判断の文書が残っているということか。

警察庁(菅) 必要な報告文書等はそれぞれの規定に則って保管されている。

田村 その組織的な判断というのは、逮捕しようとしているわけだから、事件指導としての組織的な判断の文書が警視庁にあると。

警察庁(菅) 高輪署が外されていて意思決定に関わっていないかのような質問をされているが、本件の内容については差し控えるが、テレビドラマとかで署の事件に本部が乗り込んできて事件が取られた、とかいうのがあるが、あれは違う。

山井和則(希望) 2点、聞きたい。答えにくいかもしれないが、検察審査会で、例えば詩織さんがホテルでタクシーを降りてから引きずられていって連れられていった映像があると承知しているが、そういった映像は検察審査会の審査員は見たのか。そこは非常に重要。実態を知った上で結論が出されたのか、そういう一番重要な証拠は見てないということなのか。かなり重要だと思うので答えて欲しい。

また、杉尾さんの質問と一緒に、本人目の前で逮捕状が出ていながら、刑事部長の指示によって執行が停止されたケースが一般論として過去5年間に何件あったのか。今回の件とは関係なく。一般論で。

最高裁 検察審査会は非公開とされており、個々の事件でどんな証拠を確認してどんな議論がされたのかというのは私自身も知る立場にないので答えは差し控える。

警察庁(菅) 警察庁にお尋ねいただいた点、警察庁としては把握してない。都道府県警察においても刑事部長ないしは警察本部の指導によって逮捕状の執行をしなかったという事例について整理蓄積されているわけではないので、そういったものを調べるのは困難。

また、繰り返しになるが、本件に関しては警察が捜査をして検察で不起訴になり、検察審査会でも不起訴相当になっている。こういった過程を踏まえて、警察としては本件に関して追加的な調査をするということは考えていない。

山井 件数は把握してないと言うが、これは深刻な問題。なぜなのだという謎が解けないし納得できない。証明責任はそちらにある。あえていえば、件数は把握しなくても、刑事部長が逮捕執行直前に止めるというケースがしばしばあるのか。

警察庁(菅) 刑事部長がというお尋ねだが、私たちは組織として判断している。それぞれの判断において逮捕状を持っていたり逮捕状を請求したりするものを、止めることはある。

森 こないだからの宿題なので、もう一度整理するが、期間を区切らないと、これに関わるから答えられないという話になるので。過去5年というところと長くても書類の保管がどうこうという話になるので、過去3年。逮捕状が直前で執行停止になった案件は警視庁において過去3年間で何件あるのか。決裁文書が残っているということは認めたのだから、その決裁文書を探してもらえれば何件あるかは、しょっちゅうあるわけではないと思うので、発見できると思う。財務省のように破棄しているのではないのだから、次回ご報告いただきたい。次回までに必ず。決裁文書はある、書類は残っているということなので、お答えいただきたい。

警察庁(菅) 繰り返しになるが、お調べして回答することは困難。

森 何を言っているのか。我々がお願いしている。やってください。

次回、警察庁・法務省・最高裁の皆さんにもおいでいただき、当事者にも来ていただく二部構成にしたい。

先ほどの山井先生の検察審査会についての質問だが、要はどういう証拠を基に検審が議論したのか。これは密室でわからない。たまたま小沢一郎、我が党の代表の問題の時は、検審に提出された捜査報告書がインターネット上に流出して、それが実際に行われた取り調べとは全く事実と異なる創作されたものが捜査報告書として、上の決裁も得た上で検察審査会に提出され、それを基に審議がされていたというのが明るみになった。これで大問題になって、その問題についての検証委員会、対策が行われた。これは大変な問題。密室になって、少なくともどんな証拠が検審の対象になったのかくらいは公開してもらわないと、とんでもないもので起訴議決が行われるという場合もある。

最後に神本先生。

神本美恵子(民進) ここでの話は公権力の行使が適正であったかどうかを、週刊誌や新聞報道でしか見ていないので、何が起きているかわからない。それは週刊誌報道だからわかりませんという返答しかないので、それでは私たちは役割を果たせない。1つ聞きたいのは、逮捕令状は誰の責任で請求するのか。

警察庁(宮島) 逮捕状の請求自体は指定された司法警察員が請求をすることができるが、内部的に請求して署長まで上げることが一般的。そのいとまがないという時は事後的に署長に報告するというのが通常。

神本 たとえば今回は高輪署長が請求したのか。

警察庁(宮島) 個別の案件については答えを控えさせていただいている。

神本 今回聞いているのは、決裁文書はある、と。逮捕状の執行をしないという決裁をしたのは誰かと聞いても、仰らない。週刊誌では刑事部長となっているが。これも、執行しないという決裁をするのだったら、組織的な判断でも、どんな組織でも最終的には責任者がいるわけだから、その人が判子を押すなりするはず。それを一般的にはどうなのかとずっと聞いている。答えるべきだと思う。

警察庁(菅) 逮捕状を執行しないという決定は警察官がするものではない。逮捕しないということはあるが、警察が意思決定をして逮捕状の効果をなくすということは手続きとないので、そこは申し上げておく。

神本 組織的に判断すると先ほど仰ったが。

警察庁(菅) 逮捕する、しないということについて、組織の段階を追って、報告をして意思決定をしていくということ。

神本 意思決定をして、決裁を誰かがするわけでしょう。

警察庁(菅) 個別の案件についてどういう書類が残っているかは答えを差し控えるが、捜査の過程がわかるように書類を作っている。

神本 個別の案件ではなく、一般的にどういう手続きをするのかを知りたい。そして、この案件が適正だったのかを聞きたい。

警察庁(宮島) 手続きが適正だったかという議論は、内部的なやりとりが手続きとあって、法令に定められている手続きとはやや性質が違う。他方、それによって作り出された捜査結果、その後の経緯を鑑みれば、一般論としては、捜査結果が2つの視点ですでに準備されてご評価いただいているのではないかと。つまり証拠関係がどういうものであるのかということ、既に2つの機関というのは見る仕組みになっている。

神本 検察審査会もそうだが、警察も、小沢先生の場合、村木さんのこともあった。密室で行われているために、私たちにわからない。何が正しいかわからない。今回の問題も、警察庁が指導するのなら、警視庁なり所轄でどういう手続きで逮捕を取りやめることになったのかということを知らないと冤罪や、その逆の今回のような例も納得できない。そこをなぜ言わないのか。今の説明では納得できない。国民を納得させないといけない。

森 先生方からも、答えていただきたい質問を通告させていただいた上で、次回、お越しいただくことになる。

警察庁(菅) 場合によってはお答えできないこともある。

森 国家戦略特区と一緒に。一点の曇りもないと繰り返しても、誰も信用しない。一点の曇りもないと説明したところで、どう考えたっておかしいから。国民に見えていることは。警察だから特別というわけにはいかない。最も重大な国家権力を行使する機関なのだから。

また、検察審査会事務局も、次回はもう少し発表できるものがあつたら準備しておいて欲しい。

以上で第2回終了